

- 第1章 在留管理制度・住民基本台帳制度
・マイナンバー制度
- 第2章 緊急・災害時、防犯・交通安全
- 第3章 住居
- 第4章 医療・社会保険
- 第5章 妊娠・出産・育児・家庭
- 第6章 年金
- 第7章 教育
- 第8章 税金
- 第9章 雇用・労働条件
- 第10章 自動車運転免許
- 第11章 日常生活の情報
- 第12章 相談窓口
- 第13章 市役所・町村役場一覧
- 第14章 埼玉県の紹介

埼玉県「外国人の生活ガイド」は11種類あります。

日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/tabunkakyousei/seikatsu-guide.html>

埼玉県県民生活部国際課ホームページ



埼玉県マスコット コバトン・さいたまっち

困った時は、外国人総合相談センター埼玉

TEL : 048-833-3296 Email : sodan@sia1.jp

月～金曜日（祝日・年末年始除く） 9:00～16:00

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/tabunkakyousei/sogo-sodan.html>

●12か国語 & 「やさしい日本語」で対応

英語 (English)、スペイン語 (Español)、中国語 (中文)、ポルトガル語 (Português)、韓国・朝鮮語 (한국・조선어)、タガログ語 (Tagalog)、タイ語 (ภาษาไทย)、ベトナム語 (Tiếng Việt)、インドネシア語 (Bahasa Indonesia)、ネパール語 (नेपाली)、ロシア語 (Русский)、ウクライナ語 (український)(要予約)

●生活相談（無料） ●入管制度・労働・法律・福祉相談（無料）※対面相談（無料）は要予約

●学校・病院・幼稚園・保育園等の電話仲介通訳（無料）

学校・病院・幼稚園・保育園等で、日本語がわからなくて困ったときは電話で通訳します。

埼玉県外国人の生活ガイド

令和7年(2025年)4月1日発行

埼玉県県民生活部国際課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL 048-830-2717

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0306/index.html>



埼玉県マスコット コバトン・さいたまっち

埼玉県 外国人の生活ガイド 目次

第1章

在留管理制度・住民基本台帳制度

・マイナンバー制度

- 1 在留管理制度
- 2 住民基本台帳制度
- 3 マイナンバー制度
- 4 その他の制度

第2章

緊急・災害時、防犯・交通安全

- 1 緊急時の通報先
- 2 日本の交通ルール
- 3 交通事故
- 4 防犯対策
- 5 犯罪被害者等支援
- 6 自然災害

第3章

住居

- 1 民間賃貸住宅
- 2 公営賃貸住宅
- 3 引越し
- 4 不動産の購入

第4章

医療・社会保険

- 1 医療保険制度
- 2 国民健康保険（地域保険）
- 3 健康保険（被用者保険）
- 4 特定健康診査
- 5 後期高齢者医療制度
- 6 介護保険
- 7 医療機関案内
- 8 病院での診察の受け方
- 9 入院

- 10 成年後見制度

第5章

妊娠・出産・育児・家庭

- 1 保健所
- 2 妊娠・出産・育児・子供に関する健康管理
- 3 予防接種
- 4 保育所
- 5 乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設・助産施設
- 6 小児医療費の助成
- 7 児童手当
- 8 子どもと家庭の支援
- 9 児童相談所
- 10 地域子育て支援拠点
- 11 ファミリー・サポート・センター
- 12 児童館・児童センター

第6章

年金

- 1 国民年金
- 2 厚生年金保険

第7章

教育

- 1 幼稚園
- 2 小学校・中学校
- 3 高等学校
- 4 特別支援学校
- 5 大学・専門学校
- 6 奨学金
- 7 日本語学習
- 8 日本語能力の試験

第8章

税金

- 1 所得税
- 2 住民税
- 3 その他の主な税金

第9章

雇用・労働条件

- 1 就労資格
- 2 就職
- 3 職場の問題で困ったとき

第10章

自動車運転免許

- 1 外国免許切替審査
- 2 運転免許証更新
- 3 運転免許試験
- 4 運転免許証の有効期限が切れたとき
の手続
- 5 住所などの変更手続
- 6 自動車の購入と登録
- 7 自動車の保険

第11章

日常生活の情報

- 1 ごみの処理
- 2 町内会・自治会・子供会
- 3 日本の生活習慣
- 4 交通
- 5 銀行
- 6 国際交流・国際協力活動
- 7 観光
- 8 図書館
- 9 美術館
- 10 博物館

第12章

相談窓口

- 1 一般的な相談
- 2 専門的な相談

第13章

市役所・町村役場一覧

第14章

埼玉県の紹介

- 1 市町村所在地（地図）
- 2 シンボル
- 3 姉妹友好州省

※ 作成時点 : 2025年4月1日

その後の状況変化により、施設名、制度、料金などが変わることがあります。

※ 連絡先、問い合わせ先の対応は、特に断り書きがない場合を除き、日本語です。

第1章

在留管理制度 住民基本台帳制度 マイナンバー制度



埼玉県のマスコット コバトン

- | | |
|------------|---------------------|
| 1 在留管理制度 | ざいりゅう かんり せいど |
| 2 住民基本台帳制度 | じゅうみん きほん だいちょう せいど |
| 3 マイナンバー制度 | まいなんばあ せいど |
| 4 その他の制度 | そのたの せいど |

外国人が日本に入国するときは、事前に本国政府が発行する旅券の取得と日本大使館などで査証（一部免除される場合があります）を受けることが必要です。

外国人が「短期滞在」以外の在留資格で日本に入国しようとする場合は、地方出入国在留管理官署などにおいて「在留資格認定証明書交付申請」という申請をすると、法務大臣があらかじめ在留資格に関する上陸条件の適合性を審査した結果、当該条件に適合する旨の証明書が交付されます。在留資格認定証明書を受け取った外国人は、査証申請時に日本大使館などで提出します。

日本に滞在できる期間を示す「在留期間」は上陸時に決定されます。日本滞在中の在留に関する手続は、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署などで行います。埼玉県に住んでいる人は、東京出入国在留管理局か、東京出入国在留管理局さいたま出張所で手続をしてください。

※ 上記官署の窓口での申請以外に、窓口に出向く必要がないオンライン申請も可能です。

出入国在留管理庁ホームページ

<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>



相談窓口・問合せ先

機関名	電話番号	交通	受付時間	案内言語
外国人在留総合インフォメーションセンター	0570-013904 (IP、海外からは： 03-5796-7112)	東京都港区港南5-5-30 JR品川駅港南口から都バス品川埠頭循環で「東京出入国在留管理局前」下車 URL： https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html	8:30～17:15 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)	日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語(フィリピン語)、ネパール語、インドネシア語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語、フランス語、シンハラ語、ウルドゥ語
外国人在留支援センター (FRESC/フレスク) ※予約制による個別相談(対面・オンライン)	03-5363-3025 ※予約専用 インターネット予約 【日本語】 https://www.w12.webcas.net/form/pub/fresc/yoyaku-jpn 【英語】 https://www.w12.webcas.net/form/pub/fresc/yoyaku-eng	東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階 URL： https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc.2.1.html	9:00～17:00 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)	やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、フィリピン語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語 ※他の言語も対応できる場合があります。予約時にご相談ください。
東京出入国在留管理局	0570-034259 (IP、海外からは： 03-5796-7234)	東京都港区港南5-5-30 JR品川駅港南口から都バス品川埠頭循環で「東京出入国在留管理局前」下車	9:00～16:00 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)	日本語
東京出入国在留管理局 さいたま出張所	048-851-9671	埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎1F 埼京線と野本町駅から徒歩8分	9:00～16:00 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)	日本語
外国人総合相談センター埼玉 ※公共機関(市役所など)の窓口で日本語がわからなくて困ったときは職員に依頼して電話をかけてもらってください。電話で仲介通訳をします。	048-833-3296	埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎3階 京浜東北線北浦和駅(西口)から徒歩10分	9:00～16:00 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) ※入管制度、労働、法律、福祉の対面相談は要予約	日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、ロシア語、ウクライナ語 (要予約)
外国人総合相談支援センター	03-3202-5535 及び 03-5155-4039(FAQ兼用)	東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザ「ハイジア」11階 しんじゅく多文化共生プラザ内	9:00～16:00 月～金曜日 (祝日、年末年始及び第2・4水曜日は除く)	中国語・英語(月～金) ポルトガル語、スペイン語(月・火・水) インドネシア語(火) ベトナム語(月・水) タガログ語(金)

1 在留管理制度 ざいりゅう かんり せいど

(1) 在留資格・在留期間 ざいりゅうしかく・ざいりゅうきかん

日本に入国するときに許可された在留資格と在留期間は、旅券に表示されています。在留資格は出入国管理及び難民認定法の別表に定められています。

「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」を除き、許可された在留資格で認められた活動以外の就労活動を行うことはできません。

許可された在留資格で認められた活動以外の就労活動をしたい時には、前もって、資格外活動許可を得る手続きをしなければなりません。許可を得ないで就労した時には、処罰または国外に退去強制されることがあります。

また、在留期間は、原則として付与された在留期間に限って日本に在留することができることとなっており、この期間を超えて日本に在留することはできません。在留期間を超えて在留する場合には、事前にその更新許可を受ける必要があります。

(2) 在留カード ざいりゅう かーど

在留カードは、「中長期在留者」に対し、上陸許可や、在留資格変更許可、在留期間更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。

「中長期在留者」とは、入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人で、次の①～⑦のいずれにもあてはまらない人です。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」または「公用」の在留資格が決定された人
- ④ 「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所（台北駐日経済文化代表処等）若しくは駐日パレスチナ常駐総代表部の職員またはその家族の方
- ⑤ 「特定活動」（デジタルノマド（国際的なリモートワーク等を目的として本邦に滞在する者）及びその配偶者・子）の在留資格が決定された人
- ⑥ 特別永住者（注）
- ⑦ 在留資格を有しない人

（注）特別永住者には、「特別永住者証明書」が交付されます。

● 出入国港での手続

新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、広島空港及び福岡空港においては、旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者になった方には在留カードを交付します。

その他の出入国港から入国した場合は、中長期在留者の方が市区町村の窓口に住居地の届出を行った後に、在留カードが郵送により交付されます。

● 市区町村での手続

新たに来日したり、引っ越ししたりした人は、市区町村の窓口で次の手続をしてください。

この届出は、住民基本台帳制度の転入届・転居届と一括して行うことができます。

新たに来日した人

出入国港で在留カードが交付された人は、住居地を定めてから14日以内に、在留カードを持参して、住んでいる市区町村の窓口へ届け出てください。

引っ越しをした人

中長期在留者の方が、住居地を変更した時は、変更後の住居地に移転した日から14日以内に、在留カードを持参し、引っ越し先の市区町村の窓口へ届け出てください。

● 地方出入国在留管理官署での手続

住居地以外の（変更）届出

次の届出・申請をするときは、旅券、写真、在留カードを持参してください。原則として、届出・申請をした日に、新しい在留カードが交付されます。

① 氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更届出

姓や国籍・地域が変わった場合など、氏名、生年月日、性別、国籍・地域に変更が生じたときは、14日以内に届け出てください。

② 在留カードの有効期間更新申請

永住者や、16歳未満で顔写真がない在留カードを所持している方は、有効期間が満了する前に、在留カードの有効期間の更新申請をしてください。

③ 在留カードの再交付申請

在留カードの紛失、盗難、滅失、著しい毀損または汚損などした場合には、再交付を申請してください。

所属機関・配偶者に関する届出

次の届出を窓口で提出するときは、在留カードを持参してください。東京出入国在留管理局へ郵送または出入国在留管理庁電子届出システムによりインターネットを利用して届け出ることもできます。この届出をしても、新しい在留カードは交付されません。

① 所属機関に関する届出

中長期在留者のうち、在留資格が「技術・人文知識・国際業務」等の就労資格（「芸術」「宗教」「報道」は除く）や「留学」等の学ぶ資格の人が、所属機関（会社や学校など）の名称・所在地の変更、消滅、離脱（契約終了）、移籍（新たな契約締結）が生じた場合には、14日以内に届け出てください。

② 配偶者に関する届出

中長期在留者のうち在留資格が「家族滞在」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の人が、配偶者と離婚または死別した場合には、14日以内に届け出てください。

在留審査

次のような場合には、申請をして、許可を受けなければなりません。許可には日にちがかかります。下記①③④⑦の申請については、許可されると、中長期在留者の方には新しい在留カードが交付され、旅券には証印をしません（中長期在留者以外の方には、旅券に証印がされます）。

① 在留資格変更

現在の在留目的とはちがう新しい目的ができたために、在留資格を変更したいとき（例：留学生が、卒業後、日本で働こうとする時など）

② 資格外活動許可

今持っている在留資格のままで、その在留資格で認められた活動以外の、収入を伴う事業を運営する活動または報酬を得る活動をしようとするとき（前もって許可を得る）

③ 在留資格取得

日本で生まれた外国人または日本人であったが日本で外国人となった人が60日を超えて在留するとき（生まれた日または外国人となった日から30日以内に申請する）

④ 在留期間更新

現在与えられている在留期間を超えて今までと同じ活動をするために、この期間を延長したいとき（申請の受付は在留期間満了日の3か月前から）

⑤ 就労資格証明書

外国人がどのような就労活動を行うことができるのかを証明するものです。ただし、外国人が日本で就労活動を行うことができるかどうかは、在留資格の種類や資格外活動許可の有無によって決定されるものであるため、就労資格証明書自体は外国人が就労活動を行うための許可書ではありません。また、就労資格証明書がなければ外国人が就労活動を行うことができないというものでもありません。

⑥ 再入国許可

在留が認められている期間内に一時的に日本から出国する場合には、前もって「再入国許可」を受ける。再入国許可を受けておくと、日本に戻ってきた時に、通常必要とされる査証が免除され、従前の在留資格及び在留期間が継続しているものと見なされる。再入国許可の有効期限は、最長で5年（特別永住者の方は6年）。

有効な旅券と在留カード（又は特別永住者証明書）があれば、「みなし再入国許可」という制度により、出国後1年以内（在留期限が出国後1年未満に到来する場合は、その期限まで。特別永住者の場合は、出国後2年以内）に再入国する場合は、再入国許可を受けたものとみなされる。

⑦ 永住許可

日本で永住を希望する場合

2 住民基本台帳制度 じゅうみん きほん だいちょう せいど

平成24年(2012年)7月9日に、外国人住民の住民基本台帳制度が始まりました。

住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を世帯ごとに編成したもので、いろいろな行政サービスを提供するための事務処理の基礎となります。

住民基本台帳制度に関係する手続は、市区町村が窓口になっています。詳しくはお住まいの市区町村に問い合わせてください。

(1) 住民票 じゅうみんひょう

下の表に記載されている4つの区分に該当する人は、お住まいの市町村が住民票を作成します(観光などの短期滞在者などは除く)。

住民票の写しは市町村の窓口で交付してもらい、外国人登録原票記載事項証明書に代わる証明書として、いろいろな手続に利用できます。

① 日本人と同様の記載事項

氏名・世帯主の氏名及び続柄、出生の年月日、男女の別、住所、国民健康保険や国民年金などに関する事項 など

② 外国人住民のみの記載事項

国籍・地域、外国人住民となった年月日、下の表の各区分に応じた記載事項

※外国人登録法において登録事項とされていた国籍地の属する国における住所または居所、出生地、職業、旅券番号などの情報は住民票には記載されません。

対象区分	対象者の内容	記載事項
中長期在留者 (在留カード交付対象者)	3か月以下の在留期間が決定された外国人や短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者以外の外国人	<ul style="list-style-type: none"> 在留カードに記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日、在留カードの番号 中長期在留者であること
特別永住者 (特別永住者証明書交付対象者)	入管特例法により定められている特別永住者。	<ul style="list-style-type: none"> 特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号 特別永住者であること
一時庇護許可者 または 仮滞在許可者	入管法の規定で一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人や、難民認定申請を行い、仮に日本に滞在することを許可された外国人	<ul style="list-style-type: none"> 一時庇護許可書に記載されている上陸期間、または仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間 一時庇護許可者または仮滞在許可者であること
出生による経過滞在者 または 国籍喪失による経過滞在者	外国人となった事由が出生や日本国籍の喪失である方(その事由が生じた日から60日までの間は在留資格を有することなく在留することができます。)	出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者であること

(2) 住民基本台帳制度の手続 じゅうみん きほん だいちょう せいどの てつづき

① 入国したとき

日本に入国し、長期間住み続ける場合は、新たに住み始めた日から14日以内に、お住いの市町村に転入の届出をしてください。

② 引越しをするとき

引越しをする前に、住んでいる市町村に転出の届出をして転出証明書の交付を受けます。

引越した日から14日以内に、引越し先の市町村へ転出証明書を提出し転入の届出をしてください。

③ 出国するとき

出国する場合は、再入国許可を得ている場合でも、原則として転出の届出をしてください。

(3) 住民基本台帳カード じゅうみん きほん だいちょう かあと

平成28年(2016年)1月からマイナンバー制度が始まり、新たにマイナンバーカードの発行が始まりました。

このため、住民基本台帳カードの発行は平成27年(2015年)12月に終了しました。

ただし、既に住民基本台帳カードをお持ちの方は、住民基本台帳カードの有効期限が終わるまで利用することができます。

なお、マイナンバーカードを取得する時は、住民基本台帳カードの有効期限が終わる前でも、お住いの市町村に住民基本台帳カードを返却する必要があります。

※マイナンバーカードについては、「3 マイナンバー制度 まいなんばあ せいど」をご覧ください。

3 マイナンバー制度 まいなんばあ せいど

平成27年(2015年)10月5日に、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が始まりました。マイナンバーは、1人に1つだけの固有の12桁の番号です。社会保障や税の手続きを行うために、役所や勤め先などで必要となるものです。

マイナンバーは、日本人住民と同様に、住民票のある外国人住民にも付番されます。

(1) マイナンバー制度の手続 まいなんばあ せいどの てつづき

① マイナンバーの通知

令和2年(2020年)5月25日より後に住民登録をした場合、住民基本台帳制度で作成した住民票に記載された住所に「個人番号通知書」というマイナンバーを記載した書面が、郵便で届きます。

このため、実際に住んでいる場所と、住民票に記載された住所が違っていると、個人番号通知書を受け取ることができないことがあります。この場合は、住民票のある市町村の窓口にご相談してください。

個人番号通知書は、あなたのマイナンバーをお知らせするために送付されるものです。「マイナンバーを証明する書類」として利用することはできませんので、ご注意ください。
※「通知カード」は、令和2年(2020年)5月25日から「個人番号通知書」に変わりました。

② マイナンバーの利用

源泉徴収票の作成などの税の事務や社会保険の事務に必要なため、マイナンバーを勤め先に提示します。また、福祉の給付の事務に必要なため、マイナンバーを市町村などの行政機関に提示します。

このほか、法定調書の作成など税の事務に必要なため、証券会社や保険会社にマイナンバーを提示することがあります。

(2) マイナンバー取扱いの注意点 まいなんばあ とりあつかいの ちゅういてん

社会保障や税に関する事務など法律に定められているものを除き、他人のマイナンバーを利用したり、収集したりすることは禁止されています。自分のマイナンバーは、必要がある場合を除き、むやみに提示しないでください。

また、他人のマイナンバーを不正な手段で入手することは、法律上処罰の対象となります。

(3) マイナンバー（個人番号）カード まいなんばあ かあど

① マイナンバーカードの利用用途

マイナンバーが付番されている外国人住民は、マイナンバーカードの交付申請ができます。マイナンバーカードは、住民票に記載された氏名、住所、生年月日、性別のほか、顔写真とマイナンバーなどが記載され、公的な身分証明として利用することができます。

また、マイナンバーカードは、セキュリティに優れたICカードで、税の確定申告などの行政手続をインターネットで行う際に利用することができます。

なお、ICチップに記録される事項は、マイナンバーカードの券面に記載されている事項のほか、インターネットでの手続に使用する電子証明書などに限られ、所得などのプライバシー性の高い個人情報には記録されません。

② マイナンバーカードの交付申請方法

マイナンバーカードの交付を受けるには、マイナンバーをお知らせする「個人番号通知書」の郵便に同封されている申請書に顔写真を貼って郵送で申請する方法や、スマートフォンやパソコンを使ってオンラインで申請する方法などがあります。

詳しくは、次の窓口にお問い合わせください。



相談窓口・問合せ先

名称	電話番号	受付時間	案内言語
マイナンバー 総合フリーダイヤル (マイナンバー制度、 マイナポータルなどに 関すること)	0120-95-0178 (無料)	平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30 ※紛失、盗難等による一時利用停止 は、24時間365日受け付け。	日本語
マイナンバーカード 外国語対応 (マイナンバー制度、 マイナポータルなど)	0120-0178-26 (無料)	平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30 (年末年始12月29日~1月3日を 除く)	英語、中国語、韓国語、 スペイン語、 ポルトガル語、 ベトナム語、タイ語、 インドネシア語、 タガログ語、 ネパール語
マイナンバーカード、 電子証明書、個人番号 通知書、通知カードま たは、紛失・盗難によ るマイナンバーカード の一時利用停止	0120-0178-27 (無料)	24時間 ※20:00~翌8:30はマイナンバ ーカード及び電子証明書を搭載し たスマートフォンの紛失・盗難な どによる一時停止のみの受付とな ります	英語、中国語、韓国語、 スペイン語、 ポルトガル語
		9:00~18:00	タイ語、ネパール語 インドネシア語、 ベトナム語、 タガログ語

マイナンバー制度について説明しているサイト

(地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト)

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

(日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)

※画面右上で言語を選択

4 その他の制度 そのたの せいど

(1) 外国人による日本国籍の取得 がいこくじん による にほんこくせきの しゅとく

① 帰化

外国人は、法務大臣に帰化申請を行い、法務大臣が許可した場合は、日本国籍を取ることが出来ます。

② 国籍取得

出生後に日本人から認知された18歳未満の外国人や、日本国籍を留保しなかったために日本国籍を失った日本に住所を有する18歳未満の外国人は、法務大臣に「国籍取得届」を届け出ることによって、日本の国籍を取ることが出来ます。

(2) 国籍の選択 こくせきの せんたく

外国国籍と日本国籍を持っている人（重国籍者）は、20歳になるまでに（18歳になった後で重国籍者になった場合は、重国籍になったときから2年以内に）どちらかの国籍を選ぶ必要があります。選ばないでそのままにしておくと、日本国籍を失うことがあります。



相談窓口・問合せ先

埼玉県内に住んでいる外国人の帰化申請や国籍取得は、さいたま地方法務局国籍課で取り扱っております。

相談は予約制です。事前に電話で予約をしてください。

さいたま地方法務局国籍課

電話番号 048-851-1000（代表）ナビダイヤル番号「5」→「2」

住 所 さいたま市中央区下落合5丁目12番1号さいたま第2法務総合庁舎

受 付 月曜日から金曜日（祝日を除く）9：00～17：00

国籍の手続について説明しているサイト（法務局ホームページ、日本語）

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/goannai_index_kosekikokuseki.html

https://houmukyoku.moj.go.jp/saitama/category_00005.html（さいたま地方法務

局ホームページ、日本語）

(3) 戸籍制度 こせきせいど

日本には、個人の出生や死亡、結婚などの身分関係を登録し、公的に証明するものとして、戸籍制度があります。外国人も日本人と結婚した場合など、届出が必要な場合があります。届け出た事柄は、記録、保管され、その人の身分関係を証明する資料となります。

届出の種類	手続する場所	
出生届	市（区）町村の 戸籍係	届出の期限や、提出する書類は、住んでいる市（区）町村に問合せてください。
死亡届		
婚姻届		
離婚届		

このような届出をしたときは、出入国在留管理庁や出身国の大使館（領事館）でも手続が必要です。詳しくは、出入国在留管理庁や出身国の大使館（領事館）に問合せてください。

(4) 印鑑登録 いんかん とうろく

日本では、署名（サイン）の代わりに印鑑（はんこ）が一般的に使われています。市役所・町村役場に登録した印鑑を「実印」といいます。また、その印鑑が実印であることを証明する書類を「印鑑登録証明書」といいます。日本では、権利にかかわる契約をするときに、この実印や印鑑登録証明書が必要となります。

① 印鑑登録の申請

住民基本台帳に登録されている 15 歳以上の人（意思能力を有しない者は除く。）が申請できます。

印鑑は、8 mm 以上 25 mm 以下の正方形に入る大きさと定めている市町村が多いですが、大きさについては、お住まいの市町村によって違うので、確認が必要です。

登録者の名前は、住民票に書かれている氏名（住民票に通称が記録されている場合は、氏名及び通称）でなければなりません。一人につき、一つの印鑑のみ登録できます。印鑑登録を申請するときに必要なものは、在留カードなどと登録する印鑑です。氏名若しくは通称の全部又は一部を表記していないものや、材質がゴムなど変質しやすいものは、登録できません。

印鑑登録は住んでいる市町村に登録するので、違う市町村に引越した場合は、あらためて登録する必要があります。

② 印鑑登録証

印鑑登録の申請をすると、印鑑登録証が発行されます。「印鑑登録証明書」の交付申請をするとき、この印鑑登録証が必要となります。

第2章

緊急・災害時、
防犯・交通安全



埼玉県のマスコット コバトン

- | | | | | |
|---|----------|---------|---------|-----|
| 1 | 緊急時の通報先 | きんきゅうじの | つうほう | さき |
| 2 | 日本の交通ルール | にほんの | こうつうるうる | |
| 3 | 交通事故 | こうつう | じこ | |
| 4 | 防犯対策 | ぼうはん | たいさく | |
| 5 | 犯罪被害者等支援 | はんざい | ひがいしゃとう | しえん |
| 6 | 自然災害 | しぜん | さいがい | |

1 緊急時の通報先 きんきゅうじの つうほう さき

(1) 火事、急病、ケガなどー119番 かじ・きゅうびょう・けがなど

消防車や救急車を電話で呼ぶときには、**119番**で消防へ通報してください。電話が通じたら、火事であるか救急であるか、事故などの内容を話し、現場の住所、その場所の近くの大きな目標物の名称、通報者の氏名・電話番号を伝えます。

救急車を利用する場合、医療機関までの搬送は無料ですが、医療機関での治療費は自己負担です。健康保険証や必要な現金を用意してください。

救急車は、ケガや急病など、緊急に病院へ搬送しなければならない人のためのものです。緊急時以外については、タクシーなどを利用してください。どこの病院へ行ったらよいかわからない場合は、埼玉県救急電話相談（＃7119又は048-824-4199）で24時間医療機関案内（歯科・口腔外科・精神科を除く）を行っています。（日本語による対応です。）

また、消防署では、入退院・通院時などに利用できる消防本部認定の民間患者等搬送事業者（有料）の紹介を行っています。

119 番の通報例

火事の場合：「火事です。」「〇〇が燃えています。」
救急の場合：「救急車をお願いします。」
「交通事故でケガ人がいます（はさまれているなど、具体的に）。」
「救急車をお願いします。」
「急病人がでました（意識がないなど、具体的に）。」
その次に
場 所： 「場所は、〇町〇番地です。電話番号は、000-0000です。近くに〇〇が
あります。」
通報者の情報：「私の名前は、〇〇です。」

(2) 警察—110番 けいさつ

犯罪被害にあったり、交通事故を起こしたとき、警察へ緊急に通報するときには、**110番**に電話してください。電話が通じたら、まず、事件なのか交通事故なのか、けが人がいるかどうか、発生は何時か（今から何分前）、場所はどこか（現場の住所または目標物）、犯人（相手）はどうかを話します。その後、通報者の名前、使っている電話番号などの順に警察官が質問しますので、落ち着いて答えてください。

110 番の通報例

事件か事故か：「泥棒（ひったくり）被害に遭いました。怪我人はいません。」
発生は何時か：「今から3分くらい前です。」
場所はどこか：「〇町〇番地です。近くに〇〇郵便局があります。」
犯人はどうか：「〇〇色バイクに乗った二人組で、〇〇駅方向へ
逃げて行きました。」
通報者の情報：「私の名前は、〇〇です。電話番号は、000-0000です。」

(3) 公衆電話からの通報（緊急の場合は、無料です） こうしゅうでんわ からの つうほう

① 緑色の公衆電話

赤い緊急用通報ボタンがある電話の場合

：受話器をあげてから赤い緊急用通報ボタンを押します。次に、**110番**または**119番**に電話します。

赤い緊急用通報ボタンがない電話の場合

：受話器をあげ、**110番**または**119番**に電話します。

② 灰色の公衆電話(デヅ) 外公衆電話)：受話器をあげ、**110番**または**119番**に電話します。

(4) 110番アプリ、メール・FAX110番

ひゃくとおばん あぶり めえる・ふあつくす ひゃくとおばん

聴覚障害者等、音声による110番通報が困難な方は、スマートフォン等を利用して、文字や画像で警察に通報ができます。

- ① 110番アプリシステム 「110番アプリ」で検索して、ダウンロード
- ②メール110番 <http://saitama110.jp/>
- ③FAX110番 0120-264-110（フリーダイヤル）

2 日本の交通ルール にほんの こうつうるうる

(1) 基本的な交通ルール きほんてきな こうつう るうる

- ・ 歩行者は右側通行、自動車や自転車などの車両は左側通行です。
- ・ 歩行者と車両では、歩行者が優先です。
- ・ 信号機や道路標識などに従ってください。
- ・ 警察官から指示があったときは、従ってください。

(2) 歩行者の基本的ルール ほこうしゃの きほんてき るうる

- ・ 歩道と車道が分かれている道路では、必ず歩道を歩いてください。
- ・ 歩道や路側帯がないところでは、道路の右はしを歩いてください。
- ・ 信号機付交差点では信号に従ってください。
- ・ 信号がない横断歩道では、手を挙げるなどして横断する意思表示をしましょう。
- ・ 左右をよく見て、十分に安全を確認してから道路を横断してください。
- ・ 夜間は、反射材を身につけ、明るい服装を心がけましょう。

(3) 自転車の基本的ルール じてんしゃの きほんてき るうる

- ・ 法律上、自転車は軽車両ですので、車道は左側を通行するのが原則です。
- ・ 例外として歩道を通行するときは、歩行者が優先で車道寄りを徐行してください。
- ・ 歩道を通行することができる場合であっても、歩行者優先で車道寄りを徐行してください。
- ・ 交差点では信号や一時停止を必ず守り、周囲の安全確認をしてから通行してください。
- ・ 夜間はライトを点灯してください。
- ・ 飲酒運転は禁止です。
- ・ ヘルメットの着用に努めてください。
- ・ 自転車損害保険等に参加してください。

※埼玉県では、条例により、自転車損害保険等への加入が義務化されています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/jitensya/jitensyaiyourei.html>

(4) 自動車の基本的ルール じどうしゃの きほんてき るうる

- 運転免許を取得していない人は運転できません。
- お酒を飲んだ人は絶対に運転してはいけません。
- 運転席だけでなく、助手席や後部座席も必ずシートベルトを着用してください。
- 6歳未満の子供を乗せるときは、必ずチャイルドシートを使用してください。
- バイクに乗るときは必ずヘルメットを着用してください。
- 夕暮れ時は、早めにライトを点灯しましょう。
- 携帯電話等を使用しながらの運転はできません。
- 歩行者のそばを通るときは、安全な間隔をあけるか徐行しなければなりません。

(5) 特定小型原動機付自転車のルール

とくてい こがた げんどうきつき じてんしゃの きほんてき るうる

- 基準を満たした電動モビリティのみ、特定小型原動機付自転車と認められ、それ以外は一般原動機付自転車等になります。
- ナンバープレートを取り付けなければなりません。
- 自賠償保険（共済）に加入しなければなりません。
- 16歳未満の人は運転できません。
- お酒を飲んだ人は絶対に運転してはいけません。

3 交通事故 こうつう じこ

(1) 交通事故発生の場合 こうつうじこ はっせいの ばあい

- ① 怪我人がいる場合は、応急手当をし、**119**番通報をして救急車を呼びます。救急車などが到着するまでの間、応急手当をします。
- ② 安全な場所に移動し、**110**番通報をして、警察官を呼び、警察官の指示に従います。
- ③ 相手の氏名、住所、電話番号、運転免許証番号、自動車のナンバー、保険会社と保険の種類などを確認します。
- ④ 目撃者がいれば連絡先を確認します。
- ⑤ 加入している自動車保険の会社に連絡します。
- ⑥ 速やかに医師の診断を受けます。

(2) 交通事故相談 こうつうじこ そうだん

埼玉県交通事故相談所では、交通事故にかかる示談の方法、保険金の請求方法、賠償金の算定などについての日本語による相談を、月曜～金曜日の9:00～12:00、13:00～17:00（受付は16:30まで）に行っています。詳しいことは、交通事故相談所にお問い合わせください。



相談窓口・問合せ先

機関名	電話番号	住所	受付時間
埼玉県交通事故相談所	048-830-2963	埼玉県庁第2庁舎1階 県民相談総合センター内 さいたま市浦和区高砂 3-15-1	月～金曜日 (祝休日、年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～17:00 ※相談受付は16:30まで

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/soudankyuhu/koutuujikosoudan.html>

4 防犯対策 ぼうはんたいさく

(1) 自転車盗 じてんしゃとう

- ① 自宅に駐輪する時も必ず施錠しましょう
- ② わずかな時間でも必ず施錠してください。
- ③ ワイヤー錠なども取り付けて、ツーロックにしてください。
- ④ 自転車を所有した場合は、防犯登録をしてください。

(2) 空き巣 あきす

- ① 在宅中や、わずかな時間の外出でも確実に施錠してください。
- ② ドアや窓には補助錠を活用するなどして錠を2つ以上つけるようにしてください。

(3) ひったくり

- ① 自転車のカゴにはひったくり防止カバーをつけてください。
- ② 歩行中は、バッグなどは車道と反対側に持ってください。
- ③ 携帯電話やスマートフォンの操作をしながら、イヤホンで音楽を聞きながらの「ながら歩き」は、周囲への注意力が低下するのでやめてください。
- ④ 後方から近づいてくるバイクや自転車等に注意してください。

(4) 子供の安全 こどもの あんぜん

保護者の方は次のことをお子様に繰り返し指導してください。

- ① ひとりにならないこと。
- ② 知らない人について行かないこと。
- ③ 大きな声で助けを呼ぶこと。
- ④ 誰とどこで何時まで遊ぶか、家の人に話すこと。

(5) 女性の安全 じょせいの あんぜん

- ① 夜間は人通りの多い明るい道を通り、時々後ろを振り返るなど周囲を警戒してください。
- ② 防犯ブザーをバッグの外側につけるなどすぐに使える状態で携行してください。
- ③ 在宅中も玄関や窓の戸締りをしっかりとしましょう。
- ④ 携帯電話やスマートフォンを操作しながら、イヤホンで音楽を聞きながらの「ながら歩き」は、不審者の発見が遅れるなど大変危険ですのでやめてください。

「防犯のまちづくりハンドブック」

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/bouhanjyohou/index.html>

5 犯罪被害者等支援 はんざいひがいしゃとうしえん

(1) 事件・事故の被害にあつと じけん・じこにあつと

犯罪被害者やその家族、遺族は、生命をうばわれる（家族を失う）、けがをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけでなく、心と体の不調、医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮、周囲からの心ない対応、捜査上や裁判にともなう精神的・時間的な負担、被害後に生じる様々な問題に苦しめられます。

(2) 総合的対応窓口 そうごうてきたいおうまどぐち

彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターは、埼玉県、埼玉県警察、公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターの三機関がラムザタワー3Fの武蔵浦和合同庁舎に集約されています。犯罪被害にあわれた方やそのご家族などからの相談に応じ、一カ所の相談で複数の支援を利用することができます。相談は無料、秘密は厳守します。

相談窓口・問合せ先

機関名	電話番号	住所	受付時間
彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター	0120-735-001 または 048-862-0001	さいたま市南区沼影 1-10-1 ラムザタワー3階 (武蔵浦和合同庁舎)	8:30~17:15 月~金曜日 (祝日、休日を除く)
埼玉県防犯・交通安全課	048-710-5036		8:30~17:15 月~金曜日 (祝日、休日を除く)
埼玉県警察犯罪被害者支援室	0120-381-858		8:30~17:15 月~金曜日 (祝日、休日を除く)
公益社団法人 埼玉犯罪被害者援助センター	048-865-7830		8:30~17:00 月~金曜日 (祝日、休日を除く)

URL :

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/hanzaihigaisya/soudanmadoguchigaishoni.html>



(3) 性犯罪被害にあったときは せいはんざいひがいにあつたときは

～性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットライン～

性別を問わず性犯罪、性暴力にあわれた方やそのご家族からの相談に応じます。

法律的に守秘義務のある相談員が対応しますので、安心して相談できます。電話相談、Web相談受付、オンライン（Zoom（予約制））、面接相談、医療機関受診、付添い支援、法律相談などの支援を受けられます。



相談窓口・問合せ先

機関名	電話番号	住所	受付時間
性暴力等犯罪被害専用相談電話 アイリスホットライン	#8891 0120-31-8341 または048-839-8341	さいたま市南区沼影1-10-1 ラムザタワー3階 (武蔵浦和合同庁舎)	24時間、365日

URL : <https://www.svsc8080.jp/iris/>

6 自然災害 しぜん さいがい

(1) 地震 じしん

日本は、地震の多い国です。大きな地震が起きると、家具が倒れてけがをしたり、水道やガスなどが止まったり、食料品や日用品が買えなくなるなどのおそれがあります。いざというときのために、前もって家族で防災対策を立てておく必要があります。

<大地震の際の防災心得10か条>

- 1 事前の備え【家具類の転倒や落下防止策、家族同士の連絡方法や集合場所、避難方法や避難場所を決めておく、非常時の持ち出し品*の準備など】
- 2 まずは身の安全を確保する（丈夫な机かテーブルなどの下に身をかくし、座ぶとんなどで頭部を保護する）
- 3 すばやく、火の始末、ガスの元栓を止める（大きなゆれのときは、火の気から離れゆれがおさまってから火の始末）
- 4 戸を開けて、出口の確保
- 5 あわてて外に飛び出さない
- 6 火が出たら、落ちついて消火（大声で隣近所に声をかけ、みんなで協力しあって、初期消火に努める）
- 7 塀や自動販売機には近寄らない
- 8 室内のガラスの破片に注意
- 9 協力しあって応急の救出救護
- 10 正しい情報の収集

* **非常時の持ち出し品**：常備薬・救急セット、飲料水、非常食、スマートフォンの充電器、携帯ラジオ・予備電池、ヘッドライト（懐中電灯）、防寒アルミシート、ヘルメット、万能ナイフ、タオル、手袋、ロープ、ティッシュペーパー、携帯トイレ、ウェットティッシュ、マスク、ポリ袋・レジ袋、新聞紙、雨具、運動靴（くつ下）

※その他、ご自身やご家族の必要に応じて備えるもの

①「地震に自信を」（（一財）消防防災科学センターホームページ）

地震に備えて何をすればよいか、地震があつたらどのように行動すればよいかをまとめたパンフレットを掲載しています。（日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語）

URL：<https://www.bousai-kensyu.com/knowhow/pamphlet01/>

②ご家庭での備え（埼玉県警察ホームページ）

「我が家の安心チェックシート」や「地震の被害を軽減させるヒント」、「地震の備え」を掲載しています。（日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、アラビア語、ウルドゥー語、タイ語、トルコ語、マレー語）

URL：<http://www.police.pref.saitama.lg.jp/g0050/kurashi/earthquake-foreigner.html>

(2) 台風 たいふう

夏から秋にかけて発生する台風は、強風と大雨を伴い大きな被害をもたらします。事前に家の周りがある風で飛ばされそうなものを片付けるか、補強をしておきます。また、停電に備えて、懐中電灯、ろうそく、携帯ラジオ、予備の電池、スマートフォンの充電器などを用意しておきましょう。

平時からお住まいの市町村のハザードマップにより自宅の災害リスクや避難所の場所を確認しておいてください。

台風接近により災害発生の危険性が高まった際には、お住まいの市町村から警戒レベルを用いて避難情報が発令されます。警戒レベル3で高齢の方など避難に時間を要する方が、警戒レベル4でその他の全員が避難行動をとってください。

(3) 災害時の避難所 さいがいじの ひなんじょ

災害のために自宅から避難しなければならなくなった人のために、各市町村が学校などの大きな建物を災害時の避難所として指定しています。最寄りの避難所がどこにあるかということについては、お住まいの市町村役場の防災担当課におたずねください。また、市町村によっては、避難所を表示した地図を配布しているところもあります。

(4) 災害時の外国語放送 さいがいじの がいこくご ほうそう

災害が発生したとき、被災・救援情報が英語などで放送されます。

ラジオ： インターFM897 89.7MHz、NHK 第2放送 693kHz

テレビ： NHK 総合テレビ第1チャンネルの副音声

衛星放送第1・第2チャンネルの副音声

(5) NTT 災害用伝言ダイヤル「171」 NTTさいがいよう でんごん だいやる

災害が発生すると、被災地への通信が集中し、電話がつながりにくい状態になります。このようなときに、家族間での安否の確認や連絡を円滑に行えるのが災害用伝言ダイヤルです。局番なしの「171」にダイヤルすれば、簡単な方法で連絡したいことを録音・再生することができます。利用方法については、NTT 東日本のホームページをみてください。

URL：<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/index.html>（日本語）

<https://www.ntt-east.co.jp/en/saigai/voice171/>（英語）

また、携帯電話各社にも伝言板サービスがあり、英語のページもあります。

【docomo】

<http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>（日）

<http://dengon.docomo.ne.jp/Etop.cgi>（英）

【au】

<http://dengon.ezweb.ne.jp/> (日)

<http://dengon.ezweb.ne.jp/E/service.do> (英)

【SoftBank /YMOBILE】

<http://dengon.softbank.ne.jp/pc-1> (日)

<http://dengon.softbank.ne.jp/pc-e1.jsp> (英)

(6) 情報収集 じょうほう しゅうしゅう

① 埼玉県防災ポータルサイト（埼玉県ホームページ）

県内に災害などが発生した場合には、避難に関する情報や被害状況、県の対応状況などを「埼玉県防災ポータルサイト」に掲載します。

パソコンだけでなく、携帯電話からも見ることができます。

防災情報を得る手段としてぜひご活用ください。

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/theme/anzen/index.html>

② 外国人住民災害支援情報（（一財）自治体国際化協会ホームページ）

外国人住民災害支援情報や、災害支援に関連する情報の収集・発信に参考となるサイトを掲載しています。また、各地域における外国人住民を対象とした災害支援活動や防災の事例、在住外国人による支援活動のリンクも掲載しています。

URL: <https://www.clair.or.jp/j/multiculture/tagengo/saigai.html>

③ 放射性物質等への対応（埼玉県環境政策課ホームページ）

県では、大気・水道水・食品などの放射線量や放射性物質の影響を定期的に測定・検査しています。検査結果は県のホームページに掲載しています（健康相談窓口にもリンクしています）。

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/housyasen-sokuteikekka.html>

(7) 災害への備え さいがいへのそなえ

① 県内の各市町村では、地震などの災害に備えて、様々な防災訓練が行われています。外国人住民も参加できる防災訓練の情報を、県ホームページ上に掲載しています。

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/gaikokujinbosaikunren.html>

② 避難所で、職員と外国人被災者が、簡単な意思疎通ができるようにするための「避難所会話セット（避難所の指さし会話シート・外国人被災者用質問票）」を県ホームページ上に掲載しています。

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/tabunkakyousei/hinanjokaiwa.html>

- ③ 家庭で取り入れやすい備えをまとめたリーフレットを県ホームページ上に掲載しています。災害への備えに活用してください。（英語・中国語・韓国語・ベトナム語）

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/library-info/20190801itsumo.html>

(8) 熱中症対策 ねっちゅうしょう たいさく

熱中症は、暑い環境に長時間さらされることで発症します。めまいや立ちくらみ、頭痛、吐き気、けいれんなどの症状が出た場合には、熱中症が疑われます。熱中症が疑われる場合には、涼しいところに避難し、医療機関に相談しましょう。

室内では上手にエアコンを使い、こまめに水分を補給するなど、熱中症に注意しましょう。

熱中症予防5つのポイント

URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/netsuchusyo/5point-e.html>

(やさしい日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国・朝鮮語)

第3章 住居



埼玉県のマスコット コバトン

- 1 民間賃貸住宅 みんかん ちんたい じゅうたく
- 2 県営住宅 けんえい じゅうたく
- 3 引越し ひっこし
- 4 不動産の購入 ふどうさんの こうにゅう

1 民間賃貸住宅 みんかん ちんたい じゅうたく

民間の賃貸住宅（貸し家、アパート）を探すときは、住みたい地域の不動産業者に依頼します。住みたい家が決まったら貸し主との賃貸借契約を結びます。入居後の生活が問題なくできるように、日本の生活習慣をよく知っておくことが大切です。

「賃貸住宅の借り方・住むときのルール」

（埼玉県国際課ホームページ：日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/tabunkakyousei/sumaisupport.html>

(1) 賃貸住宅の概要 ちんたい じゅうたくの がいよう

家賃と管理費	<ul style="list-style-type: none"> ① 家賃は、月ごとに前払いします。 ② 家賃のほかに、管理費・共益費を、支払います。
住宅の広さと間取りのあらかた	<ul style="list-style-type: none"> ① 家の広さは、「専有面積〇〇㎡」というように、あらわします。これは、部屋のほか、トイレ、風呂、台所などをいっしょにしたものです。 ② 部屋の広さは、床に敷く畳の数であらわされます。一畳は、約1.6㎡です。 ③ 部屋は、和室、洋室のどちらかで、あらわされます。また、DK（ダイニングスペース＋キッチン）やLDK（リビングルーム＋ダイニングスペース＋キッチン）という言葉もよく使われます。 ④ 家や敷地の広さは、坪という単位であらわすことがあります。一坪は約3.3㎡です。
設備	<ul style="list-style-type: none"> ① 電気、水道、ガスの設備はありますが、使用を開始する時には、その手続を入居者が行います。 ② ふつうは、部屋の照明器具、ガステーブル、オーブン、家具などはありません。必要なものは自分で用意します。
交通の便	<p>「近くの駅から〇〇分」というようにあらわされています。 （例：浦和駅から歩いて15分）</p>

(2) 賃貸借契約を結ぶ前に ちんたいしゃく けいやくを むすぶ まえに

貸家やアパートを借りるときには契約を結びます。これを賃貸借契約といいます。

賃貸借契約書による契約は、貸す人と借りる人との権利と義務をはっきりしておく取り決めです。

契約書への署名は、そのなかに書かれていることに同意し、きちんと守るということです。内容をよく読み、説明してもらいましょう。そして、そこに書いてあることを理解してから署名することが大切です。

契約するときには、住民票の写し、在留カード、所得証明書、保証人または誓約書、印鑑登録証明書などが必要です。

(3) 賃貸借契約の種類 ちんたいしゃく けいやくの しゅるい

普通賃貸借契約	契約期間が終わると、原則として、同じ契約が更新（契約を続ける）されます。 契約するときは、契約更新料や更新手数料を請求されることがあります。
定期賃貸借契約	契約期間が終わると、同じ契約は更新されません。 同じ部屋を借りる再契約（新しい契約）をすることはできます。 再契約をするときは、仲介料などを払います。

(4) 契約するときに必要な経費 けいやく するときに ひつような けいひ

家賃	家賃は、前の月に、翌月の分を支払います。このため、最初は、その家に引っ越す月の家賃と翌月分との、2か月分を支払うこととなります。家賃はふつう、銀行へ振りこみます。
敷金	借りる人が契約するときに、家主に家賃を払う保証として、家賃の1～3か月分をあずけます。これは、借りた人が別の新しい家へ引っ越すとき、家賃を払っていなかったとか、借りていた間に家をこわしたり、よごしたりした時の修理費に使われます。残ったお金があれば、返されます。
礼金	契約したとき、家主にお礼として支払うお金です。ふつう家賃の1～2か月分です。礼金は返されません。
仲介料	不動産取引業者に支払う手数料です。家賃の1か月分を貸し主と借り主で折半するのが原則ですが、支払う各々の人が了承すれば、負担割合の変更は可能です。

(5) 注意事項 ちゅうい じこう

保証人	多くの場合、入居申込み時に保証人が必要となります。保証人がいないときは、保証会社を利用できる場合があるので、不動産業者に相談してください。
-----	---

家賃の支払い	契約書で決められた日までに、翌月の家賃を支払わなければなりません。
借り主以外の居住	家主の許可をもらわないで、家族以外の人をいっしょに住まわせてはいけません。
転貸しの禁止	家の一部または全部を人に貸してはいけません。
改装や模様替え	改造や部屋の模様替えをするときは、家主の許可をもらってから、やります。
契約の解除	途中で契約をやめたいときは、はやめに家主に知らせます。家主に知らせないで引っ越してしまったり、直前に知らせると、敷金を返してもらえないことがあります。
契約終了時の条件	契約終了時に敷金が返されなかったり、高額なハウスクリーニング代を請求されることがあります。解約時に支払うこととなる費用を決めてから契約します。
ペット動物	家主の多くは、ペット動物を飼うことを禁止しています。ペット動物を飼いたい場合は、契約する前に不動産取引業者にたしかめ、「ペット動物を飼ってもよい」と契約書に書いてあるか確認します。



相談窓口・問合せ先

住まい探しを支援する不動産業者を探す

ホームページ	URL
埼玉県住まい安心支援ネットワーク (あんしん賃貸住まいサポート店リスト)	https://www.sasn.jp/search/

賃貸借契約についての相談

相談する内容	相談するところ	電話番号	受付時間 (祝日・年末年始をのぞく)
・賃貸借契約 ・入居中・退去時のトラブル	埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ	048-658-3017	月～日 (年末年始を除く毎日) 10:00～18:00
	(公社) 埼玉県宅地建物 取引業協会	048-811-1818	月・水・金 10:00～12:00 13:00～15:00
	(公社) 全日本不動産協会 埼玉県本部	048-866-5225	月～金 9:00～16:00
・賃貸借契約 ・不動産業者	埼玉県建築安全課	048-830-5488	月～金 9:00～11:45 13:00～16:30

2 県営住宅 けんえい じゅうたく

埼玉県は、所得が低い方のために県営住宅を提供しています。入居希望者が多い場合、入居は抽選で決められます。募集は、1月、4月、7月、10月の各月に行います。

＜県営住宅の入居申込みの条件＞

- 外国人住民の場合は、在留資格（中長期在留者等）があること
- 住宅に困っていること
- 同居する親族（配偶者または一親等）がいること（単身用住宅を除く）
- 埼玉県内に住所または勤務場所があること
- 世帯全員の収入の総額が一定額以下であること
- 県民税・市町村民税の滞納がないこと
- 公共賃貸住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構または地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅）の家賃または損害賠償金の滞納がないこと
- 入居申込者または同居する親族が暴力団員でないこと

詳しいことは、埼玉県住宅供給公社（電話 048-829-2875）にお問い合わせください。



相談窓口・問合せ先

相談するところ	電話番号	受付時間 (祝日・年末年始をのぞく)
埼玉県住宅供給公社 本社 県営住宅課	048-829-2875	月～金 8:30～17:15
埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ (JR大宮駅 西口 コンコース内)	048-658-3017	月～日 (年末年始を除く毎日) 10:00～18:00

※ 一部の市町村でも公営住宅を提供しています。最寄りの市（区）役所または町村役場にお問い合わせください。

3 引越し ひっこし

引越しをするときには、下記のようなさまざまなことが考えられます。手際良く円滑に引越しができるように、次の必要事項を確認の上、手続きをしてください。

手続	引越しする前	引越した後
転出届・転入届	引越しをする前に、住んでいる市（区）役所・町村役場に転出の届出をして転出証明書をお願いします。	引越しをした日から14日以内に引越し先の市（区）役所・町村役場で転入の届出をします。
電気	契約している電力会社と、引越し先で契約する電力会社に、連絡をします。	電気ブレーカー・漏電遮断機・配線用遮断機のスイッチを入れます。
水道	住んでいる市（区）役所・町村役場と、引越し先の市（区）役所・町村役場の、水道担当に連絡をします。	
ガス	契約しているガス会社に連絡をし、ガス栓を閉めてもらいます。引越し先で契約するガス会社に連絡をしておきます。	ガス会社に元栓を開けてもらい、安全点検などをしてもらいます。
電話	契約している電話会社に連絡をします。	
郵便	郵便局に転居届を出すと、1年間は引越し先に郵便物が転送されます。	
運転免許証		運転免許センターか警察署（鴻巣警察署を除く）で住所変更の手続をします。10-4ページ参照 埼玉県警察運転免許センター 048-543-2001
印鑑登録		違う市町村に引越した場合は、新しく住む市（区）役所・町村役場にあらためて登録します。
小・中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・転出届を出すときに、住んでいる市（区）役所、町村役場に子供が小・中学校に通っていることを申し出ます。 ・子供が現在通っている学校から在学証明書と教科書給与証明書をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・転入届を出すときに、引越し先の市（区）役所、町村役場に子供が小・中学校に通っていることを申し出ます。 ・新しく通う学校に在学証明書と教科書給与証明書を出します。
NHK放送受信料	テレビ設置の方へ NHK放送受信契約はしていますか？ URL: http://www.nhk-cs.jp/jushinryo/ ☎0120-151515	

4 不動産の購入 ふどうさんのこうにゆう

購入に関する詳しい手続や住宅ローンの利用については、お近くの不動産業者や金融機関にご相談ください。



相談窓口・問合せ先

相談する内容	相談するところ	電話番号	受付時間 (祝日・年末年始をのぞく)
<ul style="list-style-type: none"> ・売買契約 ・住宅建設 	埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ	048-658-3017	月～日 (年末年始を除く毎日) 10:00～18:00
<ul style="list-style-type: none"> ・売買契約 	(一社) 不動産流通経営協会	03-5733-2271	月～金 9:00～17:00 ※11:30～12:30 留守電対応
	(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会	048-811-1818	月・水・金 10:00～12:00 13:00～15:00
	(公社) 全日本不動産協会埼玉県本部	048-866-5225	月～金 10:00～16:00
<ul style="list-style-type: none"> ・売買契約 ・不動産業者 	埼玉県建築安全課	048-830-5488	月～金 9:00～11:45 13:00～16:30

第4章 医療・社会保険



埼玉県のマスコット コバトン

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1 医療保険制度 | いりょう ほけん せいど |
| 2 国民健康保険（地域保険） | こくみん けんこう ほけん |
| 3 健康保険（被用者保険） | けんこう ほけん |
| 4 特定健康診査 | とくてい けんこう しんさ |
| 5 がん検診 | がん けんしん |
| 6 後期高齢者医療制度 | こうきこうれいしゃ いりょう せいど |
| 7 介護保険 | かいご ほけん |
| 8 医療機関案内 | いりょう きかん あんない |
| 9 病院での診察の受け方 | びょういんでの しんさつの うけかた |
| 10 入院 | にゅういん |
| 11 成年後見制度 | せいねん こうけん せいど |

1 医療保険制度 いりょう ほけん せいど

日本の医療保険制度は、病気やけがなどに備えて、あらかじめ「保険料」を出し合い、保険を使って必要な医療（給付）を受ける制度です。どの国の人でも日本に住む人は、原則として公的医療保険に加入しなければなりません。この医療保険には、会社や事業所に勤める人とその家族を対象とする健康保険と、自営業の人などを対象とする国民健康保険、75歳以上の人を対象とする後期高齢者医療制度があります。

2 国民健康保険 こくみんけんこうほけん(ちいきほけん)

3か月を超える在留期間を決定され住民票を持っている人や、3か月を超えて日本に滞在することが明らかな人は、国民健康保険に加入しなければなりません。ただし、会社や勤務先の健康保険に加入している人、医療を受ける目的もしくは、観光をする目的で入国している人は、除きます。国民健康保険は2種類あります。1つは都道府県と市町村が共同で運営しているもの、もう1つは特定の職種の人を対象として国民健康保険組合が運営しているものです。

(1) 加入の届出 かにゅうの とどけ

都道府県と市町村が共同で運営している国民健康保険へ加入するには、居住地の市役所（さいたま市は区役所）または町村役場の国民健康保険担当課で加入の届出をします。また、国民健康保険組合へ加入するには、各組合の担当窓口で加入の届出をします。届出に必要なものについては、届出先に確認してください。

(2) 保険料(税) ほけんりょう(ぜい)

保険料(税)は、世帯ごとの人数や前年の所得などを基に計算されるため、年度ごとに賦課される金額が変わります。また、40歳から65歳未満の人がいる世帯は、これに介護納付金分の保険料(税)が加算されます。料率(税率)は、各市町村・各国民健康保険組合により異なります。保険料(税)は、年度分を複数の納期に分けて、市(区)役所または町村役場、銀行、郵便局などで納付します。

(3) マイナ保険証、資格確認書 まいなほけんしょう、しかくかくにんしょう

国民健康保険の加入は世帯ごとで、届出や保険料(税)の納付は世帯主が行いますが、家族の一人ひとりが被保険者となります。マイナンバーカードを持っていて健康保険証の利用登録をした人は病院などで「マイナ保険証」として使えます。マイナ保険証をお持ちの場合は、新しく加入した時などに「資格情報のおしらせ」が交付されます。

マイナンバーカードを持っていなかったり、マイナンバーカードを持っていても健康保険証の利用登録をしていない場合はお持ちの被保険者証(紙のカード型保険証)に書かれている有効期限まで使うことができます。またこれらの人で、被保険者証の有効期限が過ぎた場合は、被保険者証と同じように使用できる「資格確認書」が申請をしなくても交付されます。病院などで診察や治療を受ける時に、マイナ保険証を持っている場合は、病院などの受付にあるカードリーダーを使ってください。また、被保険者証や資格確認書を持っている場合は、病院などの受付の人に見せてください。

なお、令和6年12月2日以降、新たに被保険者証の発行はされなくなりましたが、既

にお手元にある場合は、引き続き有効期限までは使えます。

下記のようなときには、市(区)町村の国民健康保険担当課、または加入している国民健康保険組合に届け出てください。

- ① 他の公的な健康保険に加入または脱退したとき
- ② 転出、転入するとき
- ③ 被保険者が子供を出産したとき
- ④ 被保険者が死亡したとき
- ⑤ 住所や世帯主、氏名が変わったとき
- ⑥ 75歳になったとき
- ⑦ 有効期限内の被保険者証または資格確認書をなくしたとき

※マイナ保険者証をなくしたときは、お住まいの市(区)町村に連絡してください。

(4) 給付内容 きゅうふ ないよう

- ① 医療費：病院などでマイナ保険証や有効期限内の被保険者証、資格確認書などを見せて診察や治療を受けた時は、その医療費の3割（義務教育就学前2割、70歳以上2割または3割）を自分で支払います。残りが保険から病院などに支払われます。
- ② 出産育児一時金：子供が生まれたとき、支給されます。
- ③ 葬祭費：被保険者が死亡して葬祭を行ったとき、その費用の一部として一定額が支給されます。
- ④ 高額療養費：医療機関に支払った1か月の窓口負担が一定額を超えたとき、超過した金額が支給されます。
- ⑤ 療養費：次のような場合には、必要な書類を添えてお住まいの市(区)町村の国民健康保険担当課へ申請し、認められた場合は、かかった費用について一部負担金を除いた額が払い戻されます。
 - ア やむを得ない事情でマイナ保険証等を持たずに医療機関にかかったとき
 - イ 輸血したとき（生血代）
 - ウ 医師が必要と認めた治療用装具（コルセットなど）の費用を支払ったとき
 - エ 医師が必要と認めたあん摩・はり・きゅう・マッサージの施術を受けたとき
 - オ 骨折・捻挫などで柔道整復師の施術を受けたとき
 - カ 海外渡航中にやむを得ない事情で医療機関にかかったとき（日本国内で医療機関にかかった場合に応じた額となります）

(5) 保険給付の対象とならない場合 ほけんきゅうふの たいしょうと ならない ばあい

健康診断、予防接種、美容整形、しれつ歯列（歯並び）矯正、正常出産の費用、仕事上のけがや病気は、対象となりません（マイナ保険証等は使えません）。

国民健康保険について詳しいことは、市(区)町村の国民健康保険担当課、または加入している国民健康保険組合にお問い合わせください。

3 健康保険（被用者保険） けんこう ほけん（ひようしゃ ほけん）

健康保険が適用される会社などで働く従業員とその家族が加入する保険制度です。

(1) 保険料 ほけんりょう

保険料は、給料（手当などを含む）、賞与の金額をもとに決定された標準報酬月額、標準賞与額に保険料率をかけて計算されます。この金額を事業主と被保険者（本人）がそれぞれ半分ずつ負担します。被保険者の負担分については、事業主が被保険者の給料、賞与から引いて、被保険者に代わって支払います。また、40歳以上65歳未満の被保険者は、これに介護保険料が加算されます。

(2) 給付内容 きゅうふ ないよう

- ① 医療費：病院などでマイナ保険証や有効期限内の被保険者証、資格確認書などを見せて診察や治療を受けた時は、その医療費の3割（義務教育就学前は2割、70歳以上は2割から3割）を自分で支払います。残りは保険者から病院などに支払われます。
- ② 出産育児一時金：子供が生まれたとき、支給されます。
- ③ 埋葬料：被保険者またはその家族が死亡し、埋葬をしたとき、一定額が支給されます。
- ④ 高額療養費：医療機関に支払った1か月の窓口負担が一定額を超えたとき、超過した金額が支給されます。
- ⑤ 療養費：やむを得ない理由で立て替え払いをしたとき、治療用装具を作成したときなどに、保険者が認めた額が支給されます。
- ⑥ 傷病手当金：病気やケガで仕事を休み給与が受けられないときに、おおむね給与の3分の2の額が支給されます。
- ⑦ 出産手当金：妊娠4か月（85日）以上で出産のため仕事を休み給与が受けられないとき、産前・産後の一定期間におおむね給与の3分の2の額が支給されます。

(3) 保険給付の対象とならない場合 ほけんきゅうふの たいしょうと ならない ばあい

健康診断、予防接種、美容整形、歯列（歯並び）矯正、正常出産の費用、仕事上・通勤途上のけがや病気は、対象となりません（マイナ保険証または資格確認書等は使えません）。

交通事故による治療の場合には、まず保険者（全国健康保険協会または健康保険組合）に届出が必要となりますので、加入している各保険者に問い合わせてください。



相談窓口・問合せ先

名称	電話番号	住所	受付時間
全国健康保険協会埼玉支部 （協会けんぽに加入している人）	（代表）048-658-5919 音声ガイダンスでご案内いたします。	さいたま市大宮区錦町6 82-2 大宮情報文化センター（ JACK大宮）16階	月～金 8:30～17:15 （※日・12/29～1/3 都除）
その他（健康保険組合・共済組合など）	電話番号と住所に関しては、加入している各保険者へお問い合わせください。		

4 特定健康診査 とくてい けんこう しんさ

医療保険では40～74歳の加入者（当該年度中に40歳に達する人を含む。）を対象とした特定健康診査を実施しています。詳しくは、加入している各保険者にお問い合わせください。

たとえば、全国健康保険協会では、35～74歳の被保険者（本人）（当該年度中に35歳に達する人を含む）を対象とした生活習慣病予防健診と、40～74歳の被扶養者（加入者本人に扶養されている家族）（当該年度中に40歳に達する人を含む）を対象とした特定健康診査を実施しています。

詳しくは加入している各保険者に問合せてください。

5 がん検診 がん けんしん

がん検診は定期的健康診断とは別に受診が必要です。職場でがん検診を受ける機会のないかたは、お住まいの市町村の問合せてください。

対象となるかたは以下のとおりです。

- ・胃がん…50歳以上の男女（2年に1回）
- ・肺がん…40歳以上の男女（1年に1回）
- ・大腸がん…40歳以上の男女（1年に1回）
- ・子宮頸がん…20歳以上の女性（2年に1回）
- ・乳がん…40歳以上の女性（2年に1回）

がん検診の申し込み方法など詳しいことは、お住まいの市町村にお問合せてください。

URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/gantaisaku/gankenshin-city-madoguchi.html>

6 後期高齢者医療制度 こうきこうれいしゃ いりょう せいど

75歳以上（一定の障害があり、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている65歳以上を含む）の人は、後期高齢者医療制度に加入することになります。

ただし、日本国籍を有しない人であって、①出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のない人、②3か月以下の在留期間を決定された人、③住民基本台帳法の適用対象とならない人、④入国当初から医療を受ける活動を目的として滞在する人、のどれかに該当する場合は、加入除外となります。

(1) 加入の届出 かにゅうの とどけで

マイナ保険証をお持ちの方は75歳になった以降もそのまま使うことができます。また、マイナ保険証をお持ちでない方には75歳になった時または県内に転入した時に、原則としてお住まいの市（区）町村から資格確認書が届きますので、特に届出の必要はありません。

(2) 保険料 ほけんりょう

保険料額は、加入者全員が均一に負担する均等割額と所得額に応じて負担する所得割額の合計額となります（軽減措置あり）。料率は、原則埼玉県内同一です。

(3) マイナ保険証・資格確認証 まいな ほけんしょう・しかく かくにんしょう

マイナンバーカードを持っていなかったり、マイナンバーカードを持っていても健康保険証の利用登録をしていない場合はお持ちの被保険者証（紙のカード型保険証）に書かれている有効期限まで使うことができます。また、これらの人で今後75歳になる人や被保険者証の有効期限が過ぎた場合は、被保険者証と同じように使用できる「資格確認証」が申請をしなくても送られます。

病院などで診察や治療を受ける時に、マイナ保険証を持っている場合は、病院などの受付にあるカードリーダーを使ってください。また、被保険者証や資格確認証を持っている場合は、病院などの受付の人に見せてください。

なお、令和6年12月2日以降、新たに被保険者証は発行されなくなりましたが、既にお手元にある場合は、引き続き有効期限まで使えます。

(4) 給付内容 きゅうふ ないよう

- ① 医療費：病院などでマイナ保険証や有効期限内の被保険者証、資格確認書などを見せて診察や治療を受けた時は、その医療費の1割（一定以上の所得がある人は、所得に応じて2割または3割）を自分で支払います。残りは保険から病院などに支払われます。
- ② 高額療養費：医療機関に支払った1か月の窓口負担が一定額を超えたとき、超過した

金額が支給されます。

- ③ 療養費：次のような場合には、必要な書類を添えてお住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当課へ申請することにより、かかった費用について一部負担金を除いた額が払い戻されます。

- ア やむを得ない事情でマイナ保険証等を持たずに医療機関にかかったとき
- イ 輸血したとき（生血代）
- ウ 医師が必要と認めた治療用装具（コルセットなど）の費用を支払ったとき
- エ 医師が必要と認めたはり・きゅう・マッサージの施術を受けたとき
- オ 骨折・捻挫などで柔道整復師の施術を受けたとき
- カ 海外旅行中にやむを得ない事情で医療機関にかかったとき（日本国内で医療機関にかかった場合に応じた額となります）

- ④ 葬祭費：加入者が死亡して葬祭を行ったとき、その費用の一部として一定額が支給されます。

- (5) 保険給付の対象とならない場合 ほけんきゅうふの たいしょうと ならない ばあい
国民健康保険と同様です。

後期高齢者医療制度について詳しいことは、お住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当課にお問い合わせください。

7 介護保険 かいご ほけん

介護保険は、高齢者が介護を必要とする状態になっても、自立した生活ができるよう社会全体で支える仕組みです。この制度は、市町村が運営します。65歳以上のすべての人と医療保険に加入している40歳から64歳までの人が加入することになっています。日本国籍を持たない人であっても、在留期間が3か月以上ある場合、または3か月以上日本に滞在することが明らかな場合は、原則として介護保険に加入することになります。

詳しいことは、市町村の介護保険担当窓口にお問い合わせください。

(1) 保険料 ほけんりょう

- ① 65歳以上の人の保険料は、住んでいる市町村と所得の状況などによって額が異なります。
- ② 医療保険に加入している40歳以上64歳未満の人の保険料は、加入している医療保険の計算方法によります。

(2) 要介護認定の申請 よう かいご にんていの しんせい

介護保険によるサービスを受けるためには、サービスが受けられる状態であるかどうかの認定（要介護認定）を受けることが必要です。

要介護認定の申請は、市（区）町村の介護保険担当窓口で行ってください。

(3) 給付内容 きゅうふ ないよう

要支援または要介護の認定を受けた方に、状況に応じたサービスが提供されます。

要介護状態に応じ利用上限額の設定などがあり、介護支援専門員（ケアマネジャー）と相談して必要なサービスを選択します。

- ① 在宅サービス（自宅でヘルパーなどの訪問を受けるサービス、自宅から施設に通って受けるサービス、施設に宿泊して受けるサービス、自宅の生活環境を整えるため福祉用具を利用するサービス及び住宅を改修する費用の補助など）
- ② 施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院などに入所して受ける介護サービス。原則として、要支援の方は利用できません。）
- ③ 地域密着型サービス（できる限り住み慣れた地域で生活が継続できることを目的として支援を行うサービス）

(4) 利用者の負担 りようしゃの ぶたん

介護保険からサービスを受けたときは、原則として、かかった費用の1割（一定以上の所得がある方は2割または3割）を利用者が負担します。

8 医療機関案内 いりよう きかん あんない

(1) 医療情報ネット いりようじょうほうねっと

インターネットで全国の病院、診療所、歯科診療所、助産所、薬局を、いろいろな条件で検索することができるシステムです。外国語対応可能な病院などについても、言語別に検索することができます（多言語自動翻訳機能あり。対応言語：英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語）。

医療情報ネット（ナビイ）

URL: <https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

(2) 埼玉県救急電話相談 ①小児救急電話相談、②大人の救急電話相談、③医療機関案内

さいたまけん きゅうきゅう でんわそうだん

（①しょうに きゅうきゅう でんわそうだん、②おとなの きゅうきゅう でんわそうだん、

③いりようきかん あんない）

急な病気やけがの時のために下記の相談窓口を設置しています。（日本語による対応）

【電話番号】 #7119 又は

048-824-4 1 9 9 ^{よいきゅーきゅー}（都県境の地域で、ダイヤル回線・IP 電話・光電話・携帯電話を御利用の場合）

※これまでどおり、#8000 又は 048-833-7911（子供の相談）からも電話をかけられます。

【相談時間】

24 時間 365 日

【利用方法】

音声ガイダンスに応じて、相談したい窓口を選択してください。

- ①子供の相談（小児救急電話相談）
- ②大人の相談（大人の救急電話相談）
- ③医療機関案内（子供・大人に対応しています）

※③医療機関案内をご利用される場合のお願い

- ・ 歯科、口腔外科、精神科は除きます。
- ・ 医療相談のお答えはできません。
- ・ 案内された医療機関を受診する前に、必ずその医療機関に電話で御確認ください。
- ・ お問い合わせに対し、御案内できない場合もありますので、御承知おきください。

※聴覚に障がいのある方、音声・言語機能に障がいのある方は医療機関案内依頼書に御記入の上、専用 F A X 048-831-0099（日本語による対応）にお送りください。医療機関案内依頼書は埼玉県ホームページの「埼玉県救急電話相談」をご覧ください。

(3) 埼玉県 AI 救急相談

急な病気やけがの際に、お医者さんに行くべきか迷ったら、「埼玉県 AI 救急相談」をご活用ください。（日本語による対応です。）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/aikyukyu.html>

9 病院での診察の受け方 びょういんでの しんさつの うけかた

病気やけがをして、医師の診察を受けたいときは、近くの診療所か病院に行きます。専門的で高度な治療が必要なときは、かかっている医師から紹介状をもらい、設備の整った病院へ行きます。このため、一定の規模以上の大きな病院に医師の紹介状を持たずにかかると、通常の診療費以外の費用がかかることがあります。

(1) 受付窓口での手続 うけつけ まどぐちでの てつづき

受付窓口での手続は、医療機関によって異なります。以下は一例です。

- ① 健康保険証を新患受付に出して、どの科の診察を受けたいか伝えます。
- ② 案内に従い、診療科に行きます。
- ③ 診察科の受付で受付表に必要事項を記入して、看護師に渡し、診察の順番を待ちます。
- ④ 診察終了後、会計窓口で治療費を支払います。
- ⑤ 医師から出される薬がある時は、病院の薬局で薬を受け取る場合と、病院外の薬局へ行き、医師の処方箋を出して薬を購入する場合の2通りがあります。

10 入院 にゅういん

病室には、個室、4人部屋、6人部屋などの種類があります。

入院費には原則として健康保険が適用されますが、患者の希望で個室などの特別な部屋を利用したときには追加料金が加算され、その分は原則として自己負担になります。

11 成年後見制度 せいねん こうけん せいど

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で物事を判断する能力が不十分な人（以下、「本人」という）について、法律的に本人の権利を守り、支えるため制度です。大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度があります。

(1) 法定後見制度 ほうてい こうけん せいど

- ① 介護保険・福祉サービスを利用するための契約、預貯金や財産の管理、費用の支払いなどについて、本人が判断して一人で行うのが難しくなったときに、家庭裁判所に「申立て」（もうしたて）を行い、支援する人を選任してもらいます。

本人の判断能力に応じて、「補助」（ほじょ）「保佐」（ほさ）「後見」（こうけん）の3つの制度があります。

	補助（ほじょ）	保佐（ほさ）	後見（こうけん）
本人の判断能力	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
本人を支援する人	補助人 （ほじょにん）	保佐人 （ほさにん）	成年後見人 （せいねんこうけんにん）

- ② 家庭裁判所への「申立て」（もうしたて）について

申立てができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長などです。

申立ては、原則として、本人の住所地を担当する家庭裁判所（支部、出張所を含む）に行います（※）。

（担当する家庭裁判所が分からない場合は、最寄りの家庭裁判所におたずねください。）

URL: <https://www.courts.go.jp/saitama/saiban/madoguti/index.html>

- ③ 相談窓口

- 各市町村の担当課、または、「成年後見センター」などの相談窓口へ御相談ください。（各市町村の連絡先は、埼玉県地域包括ケア課ホームページを御覧ください。）

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/3-seinen-kouken/3-seinen-kouken-senmonsyoku-soudan.html>

- ④ 手続き案内

- さいたま家庭裁判所 後見サイト

URL: <https://www.courts.go.jp/saitama/saiban/tetuzuki/kouken/index.html>

（来庁またはお電話の場合は、②の最寄りの家庭裁判所にお問い合わせください。）

※後見等開始の審判の申立てについては、外国人の方であっても、日本に住所・居所を有するときは、日本の裁判所に行くこととなります（法の適用に関する通則法（平成十八年法律第七十八号）第5条）。

(2) 任意後見制度 にんい こうけん せいど

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。将来、本人の判断能力が低下したときに、家庭裁判所に「任意後見監督人選任」の「申立て」を行い、「任意後見監督人」（にんいこうけんかんとくにん）を選任してもらうことで、契約の効力が発生します（※）。

① 「任意後見契約」の締結について

本人の住所に近い「公証役場」（こうしょうやくば）で、公証人（こうしょうにん）の作成する「公正証書」（こうせいしょうしょ）により締結します。

② 家庭裁判所への「申立て」（もうしたて）について

申立てができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者（にんいこうけんじゅにんしゃ）です。

申立ては、原則として、本人の住所地を担当する家庭裁判所（支部、出張所を含む）に行います。

（担当する家庭裁判所が分からない場合は、最寄りの家庭裁判所におたずねください。）

URL: <https://www.courts.go.jp/saitama/saiban/madoguti/index.html>

※外国人の方を本人とする任意後見については、日本の裁判所で任意後見監督人選任の申立てを行うことができる場合もあり得ます。詳しくは、②の最寄りの家庭裁判所にお問い合わせください。

第5章

妊娠・出産

育児・家庭



埼玉県のマスコット コバトン

- 1 保健所 ほけんじょ
- 2 妊娠・出産・育児・子供に関する健康管理
にんしん・しゅっさん・いくじ・こどもに かんする けんこうかんり
- 3 予防接種 よぼう せっしゅ
- 4 保育所・認定こども園 ほいくしょ・にんていこどもえん
- 5 乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設・助産施設
にゅうじいん・じどうようごしせつ・ほしせいかつしえんしせつ・じょさんしせつ
- 6 小児医療費の助成 しょうに いりょうひの じょせい
- 7 児童手当 じどう てあて
- 8 子供と家庭の支援 こどもと かにいの しえん
- 9 児童相談所 じどう そうだんじょ
- 10 地域子育て支援拠点 ちいき こそだて しえん きよてん
- 11 ファミリー・サポート・センター
- 12 児童館・児童センター じどうかん・じどうせんたあ

1 保健所 ほけんじょ

県内各地にある保健所では、主に次のような相談や検査を行っています。

- ・ 難病、結核、感染症、精神保健などに関する相談
- ・ エイズなどの性感染症や肝炎ウイルスに関する検査
- ・ 医療安全に関する相談
- ・ 犬などの動物に関する相談
- ・ 麻薬・覚醒剤などに関する相談
- ・ 食品や飲料水に関する相談や検査



相談窓口・問合せ先

【県設置の保健所】

保健所名	電話番号	管内市町村	受付時間
南部保健所	048-262-6111	蕨市、戸田市	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)
朝霞保健所	048-461-0468	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	
春日部保健所	048-737-2133	春日部市、松伏町	
草加保健所	048-925-1551	草加市、八潮市、三郷市、吉川市	
鴻巣保健所	048-541-0249	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町	
東松山保健所	0493-22-0280	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村	
坂戸保健所	049-283-7815	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町	
狭山保健所	04-2954-6212	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市	
加須保健所	0480-61-1216	行田市、加須市、羽生市	
幸手保健所	0480-42-1101	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町	
熊谷保健所	048-523-2811	熊谷市、深谷市、寄居町	
本庄保健所	0495-22-6481	本庄市、美里町、神川町、上里町	
秩父保健所	0494-22-3824	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町	

【市設置の保健所】

さいたま市保健所	048-840-2205	さいたま市	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)
川越市保健所	049-227-5101	川越市	
越谷市保健所	048-973-7530	越谷市	
川口市保健所	048-266-5557	川口市	

2 妊娠・出産・育児・子供に関する健康管理

にんしん・しゅっさん・いくじ・こどもに かんする けんこうかんり

(1) 妊娠の届出と母子健康手帳 にんしんの とどけでと ほしけんこうてちょう

妊娠と診断されたときは、できるだけ早く市（区）町村に妊娠の届出をしてください。「母子健康手帳」（日本語版）とともに妊婦健康診査の公費補助が受けられる助成券が交付されます。「母子健康手帳」は、母親と胎児の健康状態、出産後の子供の健康状態や予防接種などを記録するもので、各種健康診査、出産の際にも必要です。住民登録がある人には、在留資格の種類に関係なく交付されます。

(2) 外国語版の母子健康手帳 がいこくごばんの ほしけんこうてちょう

英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・ハングル・タイ語・インドネシア語・タガログ語・ベトナム語・ネパール語（どれも日本語を併記）の母子健康手帳があります。インターネット（本の楽育まんてん堂）で買うことができます。

くわしくは、本の楽育まんてん堂にお問い合わせください。



問合せ先

名称	問合せ先	受付時間（電話）
本の楽育まんてん堂	https://www.ecur.co.jp 電話：03-4334-1163	月～金（祝日・年末年始除く） 9:30～12:00 13:00～17:00

(3) 妊産婦に対する援助 にんさんぶに たいする えんじょ

- ① 妊婦健康診査：母親と胎児の健康管理のため行われる妊婦健康診査について公費助成があります。
- ② 母親学級（両親学級）：初めて出産する妊婦（両親）などを対象に開かれ、妊娠中の健康管理、出産準備、新生児の育児などについて学習できます。
- ③ 新生児の訪問指導：育児上必要と認められる新生児（生後28日未満）を対象に保健師または助産師が家庭を訪問し、保護者に育児について助言や指導をします。
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業：生後4か月を迎えるまでの、乳児のいるすべての家庭に保健師などが訪問し、育児に関する不安や悩みを聞き、子育てに必要な情報提供を行います。
- ⑤ 妊婦のための支援給付：妊婦のための支援給付にかかる申請を行い、認定を受けた妊婦に対し、給付金を支給します。
- ⑥ 出産育児一時金の支給：国民健康保険に加入している人に、申請に基づき、出産育児一時金が支給されます。詳しくは、市（区）町村国民健康保険課、または加入している国民健康保険組合にお問い合わせください。

また、勤め先の健康保険加入者及びその家族の場合も、分娩費、出産手当などの給付が受けられます。詳しいことは、勤務先にお聞きください。

※①～⑤についての詳しいことは、市（区）町村母子保健担当課あるいは市（区）町村保健センターにお問い合わせください。

(4) **育児学級**　いくじがっきゅう

保健師などが乳児の育児について講習します。詳しいことは、市町村母子保健担当課あるいは市（区）町村保健センターにお問い合わせください。

(5) **乳幼児健康診査・歯科健康診査**　にゅうようじ けんこうしんさ・しか けんこうしんさ

市町村により異なりますが、3・4か月児、1歳6か月児、3歳児が対象で、無料で受けることができます。健康診査時に母子健康手帳を持参してください。詳しいことは、市町村母子保健担当課あるいは市（区）町村保健センターにお問い合わせください。

(6) **先天性代謝異常症等の検査**　せんてんせい たいしゃ いじょうしょう などの けんさ

埼玉県では生まれて間もない赤ちゃんを対象として、先天性の病気を早期に発見し、治療につなげるための検査を行っています。20の病気の検査が可能です。これらの病気はどれも稀な病気ですが、発見が遅れて治療がなされないと、心身の発育・発達の遅れなどを起こすことがあります。しかし、病気が早期に発見され適切な治療が行われることで、これらの病気による症状の多くを防ぐことができます。現在ほぼ全員の赤ちゃんが検査を受けています。詳しいことは、埼玉県保健医療部健康長寿課にお問い合わせください。

(7) **不妊検査費助成**　ふにん けんさひ じょせい

市町村により異なりますが、県内に住民登録がある法律上の婚姻関係にある男女及び、いわゆる事実婚関係にある男女で、不妊検査をそろって受けた男女を対象に検査費の助成をします。詳しいことは、市町村母子保健担当課あるいは市（区）町村保健センターにお問い合わせください。

(8) **不育症検査費助成**　ふいくしょう けんさひ じょせい

市町村により異なりますが、県内に住民登録がある法律上の婚姻関係にある男女及び、いわゆる事実婚関係にある男女で、不育症検査を受けた男女を対象に検査費の助成をします。詳しいことは、市町村母子保健担当課あるいは市（区）町村保健センターにお問い合わせください。

3 予防接種　よぼう せっしゅ

予防接種は、感染症に対する免疫を体の中につくることにより、病気にかかるのを防いだり、病気の流行を防ぐために行います。次のようなときに（①～③）、対象者であれば原則無料で受けられます（対象外の人是有料）。

- ① 受けようとする子供が住民票や入国管理局からの通知などにより、市町村の区域内に住していることが明らかなこと
- ② 市町村の定めた期間内に指定の医療機関や保健センターで受けるとき
- ③ 受けようとする子供が接種できる健康状態であること

自己負担額や受けられる時期などは、市町村によって異なりますので、あらかじめ市役所ま

たは町村役場、あるいは市（区）町村保健センターにお問い合わせください。母子健康手帳を持っている人は、予防接種を受けるときに、それを出してください。

（公財）予防接種リサーチセンターのホームページでは外国語版「予防接種と子どもの健康」（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語）をダウンロードすることができます。予防接種や予防接種の対象となる病気の説明などが載っています。

URL : <https://www.yoboseshu-rc.com/pages/8/>

4 保育所・認定こども園 ほいくしょ・にんていこどもえん

保育所は、保護者が働いていたり、病気などのために昼間家庭で十分保育できない就学前のこどもを預かり、保育する児童福祉施設です。対象は0歳から小学校入学前までのこどもです。

保育所の利用を希望する場合、市町村に申し込みを行い、市町村が入所の可否と保育料を決定します。保育時間は、保護者の労働時間、通勤事情などを考慮して市町村で決定します。なお、3歳から5歳までのこどもの保育料は無料です。0歳から2歳までのこどもの保育料はそのこどもの家庭の所得を基準にして、市町村ごとに決められています。

保育所の申し込みについては、市町村の保育担当課へお問い合わせください。

認定こども園は、0歳から小学校入学前までのこどもを対象とした、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設です。保護者が働いている、いないに関わらず、3歳から5歳までのこどもは教育・保育を一緒に受けることができます。

認定こども園の保育料については保育所と同様です。

認定こども園の申し込みについては、施設または市町村の保育担当課へお問い合わせください。

県では、子供たちに小学校入学までに身に付けてほしい内容を、「生活」「他者との関係」「興味・関心」の3つの視点から「子育ての目安『3つのめばえ』」としてまとめています。この家庭向けリーフレットには、日本語のほかに、やさしい日本語版と外国語版（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、インドネシア語）があります。これらはすべてホームページに掲載しており、必要に応じて活用できるようになっています。

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2214/mebae02/mebae-panfuri-fu.html>

5 乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設・助産施設

にゅうじいん・じどうようごしせつ・ほしせいかつしえんしせつ・じょさんしせつ

乳児院や児童養護施設は、親の病気や経済的理由などのため、家庭で暮らすことが困難な子供が入所する施設です。対象児童は、0歳から原則18歳までです。詳しいことは、最寄りの児童相談所にお問い合わせください。

また、母子生活支援施設は、母子家庭などが、さまざまな生活の問題を入所しながら相談できる施設です。

助産施設は、経済的理由により、子供を安心して産むことができない場合に入所できる施設です。母子生活支援施設と助産施設の詳しいことは、最寄りの県や市の福祉事務所にお問い合わせください。

6 小児医療費の助成 しょうに いりょうひの じょせい

この助成を受けるには、住民登録（在留カードの交付）及び医療保険に加入していることが条件となります。

(1) 未熟児養育医療給付 みじゅくじ よういく いりょう きゅうふ

出生直後の体重が2,000グラム以下、または身体の発育が未熟のまま生まれた乳児が指定医療機関に入院したとき、家族の収入状況により保険診療の自己負担分の一部または全部を、市町村が負担します。必要によっては、1歳になるまで給付が受けられます。

詳しいことは、市（区）町村未熟児養育医療担当課にお問い合わせください。

(2) 医療費助成制度 いりょうひ じょせい せいど

子供が医者にかかったときの保険診療の自己負担分を、申請により市町村が助成します。対象者は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子供です。

詳しいことは、市（区）町村児童福祉担当課にお問い合わせください。

(3) 自立支援医療（育成医療） じりつしえんいりょう（いくせいりょう）

指定医療機関で治療を受ける身体に障害のある18歳未満の子供に対し、治療によりその障害の回復が期待できるとき、家族の収入状況により保険診療の自己負担分の一部または全部を、市町村が負担します。

詳しいことは、市（区）町村育成医療担当課にお問い合わせください。

(4) 小児慢性特定疾病医療費助成 しょうに まんせい とくてい しっぺい いりょうひじょせい

18歳未満の子供が、特定の疾病（悪性新生物、慢性腎疾患、先天性代謝異常など）にかかり、指定医療機関などで治療を受けたとき、保険診療の自己負担分の一部または全部を県が負担します。

詳しいことは、住所地を管轄する保健所にお問い合わせください。

7 児童手当 じどう てあて

0歳から18歳まで（ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を育てている人が対象ですが、親子ともに日本国内に住所があること（子の留学を除く）が要件になります。詳しいことは、市（区）町村児童福祉担当課にお問い合わせください。

8 子供と家庭の支援 こどもと かていの しえん

(1) 児童扶養手当 じどう ふようてあて

父または母のいない家庭、あるいは父または母に一定の障害がある家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を育てている人が、対象となります。また、これには所得の制限があります。詳しいことは、市（区）町村児童福祉担当課にお問い合わせください。

(2) 特別児童扶養手当 とくべつ じどう ふようてあて

精神か身体に一定の障害がある20歳未満の児童を育てている人が対象になります。これには所得の制限があります。詳しいことは、市（区）町村児童福祉担当課または、障害福祉担当課にお問い合わせください。

(3) 母子父子寡婦福祉資金の貸し付け ほし ふし かふ ふくし じきんの かしつけ

20歳未満の子供を育てているひとり親家庭、または寡婦（かつて母子家庭の母であった方で、条件を満たす者）に、修学、療養、引越し費用などのお金をお貸しします。詳しいことは、市（区）町村児童福祉担当課または、県福祉事務所にお問い合わせください。



相談窓口・問合せ先

福祉事務所名	電話番号	所在地	受付時間
東部中央福祉事務所	048-737-2359	春日部市大沼1-76	月～金 (祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
西部福祉事務所	049-283-6780	坂戸市石井2327-1	
北部福祉事務所	0495-22-0140	本庄市前原1-8-12	
秩父福祉事務所	0494-22-6228	秩父市桜木町8-18	

(4) ひとり親家庭等医療費助成制度 ひとりおやかてい とう いりょうひ じょせいせいど

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子供（一定の障害がある場合は、20歳未満の子供）を養育している母子・父子家庭または養育者家庭が対象です。医者にかかったときの保険診療の自己負担分の一部を申請により市町村が助成します。ただし、これには所得の制限があります。詳しいことは、市（区）町村児童福祉担当課にお問い合わせください。

9 児童相談所 じどう そうだんじょ

児童（0歳～18歳未満）に関する相談を受け、必要な指導・援助をする相談機関です。



相談窓口・問合せ先

児童相談所名	電話番号	所在地	受付時間
中央児童相談所	048-775-4152	上尾市上尾村1242-1	月～金 (祝日・年末年始除く) 8:30～18:15
南児童相談所	048-262-4152	川口市芝下1-1-56	
朝霞児童相談所	048-465-4152	朝霞市青葉台1-10-63	
川越児童相談所	049-223-4152	川越市宮元町33-1	
所沢児童相談所	04-2992-4152	所沢市並木1-9-2	
熊谷児童相談所	048-521-4152	熊谷市箱田5-13-1	
越谷児童相談所	048-975-4152	越谷市恩間402-1	
草加児童相談所	048-920-4152	草加市西町425-2	
さいたま市北部児童相談所	048-711-3917	さいたま市浦和区上木崎4-4-10	月～金 (祝日・年末年始除く) 8:30～18:00
さいたま市南部児童相談所	048-711-2489	さいたま市子ども家庭総合センター「あいばれっと」4階	

10 地域子育て支援拠点 ちいき こそだて しえん きょてん

0歳から2歳くらいのお子さんをつれて、おもちゃで遊んだり、ほかの親子と知り合いになったりできる場所で、「つどいの広場」や「地域子育て支援センター」などと呼ばれています。子育てについての質問や相談もできます。

ほとんどの拠点は無料で利用できますが、一部利用料金が必要な所もあります。

県内のすべての市町村にありますので、詳しいことは、市町村の子育て支援担当課にお問い合わせください。

11 ファミリー・サポート・センター ふぁみりい さぽおと せんたあ

保育所や習い事などへの子供の送り迎えや、親が外出した時に子供を預かるなど、子育てでの応援をしてくれる人を紹介する所です。

事前に登録が必要で、送迎や預かりを実際に頼んだ時に、利用料金がかかります。金額は市町村により異なりますが、だいたい1時間あたり700円前後です。

詳しいことは、市町村の子育て支援担当課にお問い合わせください。

12 児童館・児童センター じどうかん・じどうせんたあ

小中学生を中心とした幅広い年代の子供や赤ちゃん連れの親子が自由に遊べる場所です。入館料は無料です。

体操や工作、お話し会などの講座も実施しています（一部材料費などが必要な場合があります）。

詳しいことは、市町村の子育て支援担当課にお問い合わせください。

第6章 年金



埼玉県のマスコット コバトン

- 1 国民年金 こくみんねんきん
- 2 厚生年金保険 こうせいねんきん ほけん

日本の公的年金制度は、国民年金、厚生年金保険の2種類あり、老齢や障害、死亡などに対して生活の安定を図るため、日本国内に住所のあるすべての人が年金に加入することになっており、その人の働き方により加入する年金制度が決まっています。国民年金は、加入者に共通の基礎年金を支給する制度です。65歳以上になったときから亡くなるまで受け取ることのできる老齢年金のほか、病気やけがで障害が残ったときには障害年金が受け取れ、万一、一家の支え手が亡くなったときに残された家族は遺族年金を受け取ることができます。

厚生年金保険は、一定の事業所で働く方が加入する制度で、国民年金と同様に老齢年金・障害年金・遺族年金があります。

1 国民年金 こくみんねんきん

国籍を問わず日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人が加入の対象となります。加入手続は、市（さいたま市は区）町村の国民年金担当窓口で行います。厚生年金保険などに加入する人は、国民年金加入手続は不要です。原則として、保険料を一定期間払った人に年金が支給され、被保険者またはその家族が受け取れます。（詳しくは、（2）給付を参照）

(1) 保険料 ほけんりょう

保険料は、加入者全員同じ金額です。日本年金機構から保険料の納付書が送られてきますので、決められた期間内にその金額を払い込みます。

収入が少ないなど、保険料を納めることが困難な場合には、保険料を免除する制度もあります。

(2) 給付 きゅうふ

① 次の各基礎年金が一定の要件のもとに支給されます。

- 老齢基礎年金

資格期間（保険料を納めた期間など）が原則 10 年以上ある場合、65 歳になったときから支給されます。

- 障害基礎年金

国民年金加入中に初診日のある傷病により障害の状態になった場合で国民年金の保険料を納めた期間や免除期間を合わせて加入期間の3分の2以上あること等の要件を満たした人が障害認定日（20歳に達したとき又は初診日から1年6か月経過した日）に定められた障害の程度であることにより支給されます。

- 遺族基礎年金

加入者または、老齢年金の資格期間を満たした人（ただし、保険料納付済期間・保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年未満の人は除く）などが死亡したとき、その人の収入で生活していた子のある配偶者（平成26年4月1日改正）または子に支給されます。（この場合の子は18歳到達年度の末日まで、または障害がある場合は20歳まで。ただし、婚姻している場合を除く。）

② その他の給付

- 寡婦年金

国民年金の保険料を納めた期間や免除期間を合わせて10年以上ある夫が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けることなく死亡したとき、10年以上継続して婚姻関係にあり、その人の収入で生活していた妻に60歳から65歳になるまで支給されます。

※寡婦年金と死亡一時金の両方を受け取ることができる場合は、どちらか一方を選択して受け取ることになります。

- 死亡一時金

国民年金の保険料を納めた期間が36か月以上ある人が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けないまま死亡したとき、生計を同一にしていた遺族※に支給されます。（死亡日の翌日から2年を経過すると請求できなくなります。）

※死亡一時金を受け取ることができる遺族（死亡した方の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順番）

(3) 脱退一時金 だつたい いちじきん

次の条件にすべて当てはまる人は、日本を出国し日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求すれば、納付期間に応じた脱退一時金が支給されます。

- 日本国籍を有していない人
- 国民年金の第1号被保険者の国民年金保険料納付済期間が6か月以上ある人
- 日本に住所がない人

- 老齢基礎年金の受給資格のない人
- 年金（障害手当金を含む）を受ける権利を有したことのない人
※日本と年金通算協定を締結している相手国の年金加入期間のある方は、一定要件のもと、年金加入期間を通算して、日本及び協定相手国の年金を受けることができる場合があります。

脱退一時金を受け取るには、次の手順をしておかなければなりません。

- 出国前に、年金事務所または市役所（さいたま市は区役所）または町村役場で「脱退一時金裁定請求書」をもらいます。
- 原則として出国後、「脱退一時金請求書」を書き込んで、必要書類といっしょに、下記の日本年金機構本部に送ります。

<送付先>

日本年金機構本部 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

2 厚生年金保険 こうせいねんきん ほけん

社会保険の適用事業所で一定の時間及び日数以上働く 70 歳未満の人は、加入する義務があります。

また、年金を受けとりながら適用事業所で働く 60 歳以上の人は、報酬によって年金額が減額される場合があります。

(1) 保険料 ほけんりょう

保険料は給料（手当などを含む総支給額）をもとに決定された標準報酬月額、賞与をもとに決定された標準賞与額のそれぞれに保険料率をかけた額を、事業主と被保険者の双方が半分ずつ負担します。事業主は、被保険者の給料、賞与から保険料を控除します。

(2) 保険給付 ほけんきゅうふ

- 老齢厚生年金
老齢基礎年金と同様の条件の人に厚生年金の加入期間がある場合、65 歳から老齢基礎年金の上乗せとして支給されます（厚生年金の加入が 1 年以上ある場合は、生年月日に応じて 65 歳前から支給されます）。
- 障害厚生年金
厚生年金加入中に初診日のある傷病により障害の状態になった場合、障害の程度に応じて支給されます（障害の程度が重い場合、障害基礎年金とあわせて支給されます）。
- 遺族厚生年金
厚生年金加入者または老齢年金の資格期間を満たした人（ただし、保険料納付済期間・保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が 25 年未満の人は除く）などが死亡したとき、その人の収入で生活していた次の遺族に支給されます。（下記 1 に該当する場合は

遺族基礎年金も支給されます。)

- 1 子※のある配偶者（夫の場合死亡当時55歳以上、支給開始60歳から）または子※
- 2 子のない配偶者（夫の場合死亡当時55歳以上、支給開始60歳から）
- 3 孫※
- 4 父母、祖父母（死亡当時55歳以上、支給開始は60歳から）

※子及び孫は、18歳到達年度の末日まで、または障害がある場合は20歳までが対象。ただし、婚姻している場合を除く。

(3) 脱退一時金 だつたい いちじきん

条件や手続は、国民年金の場合と同じですが、厚生年金の脱退一時金には、20.42%の所得税が源泉徴収されます。

帰国前に「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を税務署に提出して納税管理人を指定し、還付申告の手続をしてもらうことにより徴収された所得税の還付を受けられる場合があります。

日本年金機構ホームページでは、詳しい年金の説明やお知らせを日本語のほか14言語で読むことができます。

URL:<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



相談窓口・問合せ先

<相談窓口受付時間>

月曜日 8:30~19:00 ※祝日の場合は週初めの開所日

火~金曜日 8:30~17:15

第2土曜日 9:30~16:00

名称	電話番号	所在地
浦和年金事務所	048-831-1638	さいたま市浦和区北浦和5-5-1
浦和年金事務所 川口分室	048-227-2362	川口市本町4-1-8 川口センタービル13階
大宮年金事務所	048-652-3399	さいたま市北区宮原町4-19-9
熊谷年金事務所	048-522-5012	熊谷市桜木町 1-93
熊谷年金事務所 加須分室	0480-62-8061	加須市三俣2-1-1 加須市役所2階
川越年金事務所	049-242-2657	川越市脇田本町8-1 U-PLACE 5階
所沢年金事務所	04-2998-0170	所沢市上安松1152-1
春日部年金事務所	048-737-7112	春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル 4・6階
越谷年金事務所	048-960-1190	越谷市弥生町16-1 越谷ツインシティ Bシティ3階
秩父年金事務所	0494-27-6560	秩父市上野町13-28

※分室については、週初めの開所延長相談及び第2土曜日の開所相談は行っておりません。年金相談、お手続きの際は、ぜひご予約ください。

☎ 予約の申し込み専用電話 0570-05-4890 月~金（平日）8:30~17:15

第7章 教 育



埼玉県のマスコット コバトン

- | | |
|------------|-----------------|
| 1 幼稚園 | ようちえん |
| 2 小学校・中学校 | しょうがっこう・ちゅうがっこう |
| 3 高等学校 | こうとうがっこう |
| 4 特別支援学校 | とくべつ しえん がっこう |
| 5 大学・専門学校 | だいがく・せんもんがっこう |
| 6 奨学金 | しょうがくきん |
| 7 日本語学習 | にほんご がくしゅう |
| 8 日本語能力の試験 | にほんご のうりょくの しけん |

日本の教育制度では、6歳から小学校で6年間、12歳から中学校で3年間、15歳から高等学校で3年間、18歳から大学で4年間または短期大学で2年間、学べるようになっています。また、この他にさまざまな専門学校があります。

小・中学校は、義務教育です。外国人児童生徒の場合、国内の小・中学校に就学する義務はありませんが、希望すれば、入学できます。

学校の年度は、毎年4月に始まり、翌年の3月末に終わります。多くの学校は1学期（4月～8月）、2学期（9月～12月）、3学期（1月～3月）に分けています。前期（4月～9月）と後期（10月～3月）に分けている学校もあります。授業は日本語で行われます。

多くの子供たちは、小学校に入る前に、幼稚園または保育所へ行きます。

1 幼稚園 ようちえん

満3歳から小学校入学前の幼児を対象としています。日本では多くの子供が幼稚園などに行きますが、義務教育ではありません。保育時間は、1日4時間を標準としています。幼稚園は毎年4月に始まりますが、入園申し込みは、前年度の決められた月までに行います。

保育料・入園方法は、幼稚園によってちがいますので、公立幼稚園については市町村の教育委員会へ、私立幼稚園については、各幼稚園へお問い合わせください。

県内の私立幼稚園は下記サイトで検索できます

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0204/shiritsuitiran/youchienichiran.html>

(埼玉県学事課ホームページ)

認定こども園については、5章4節「保育所」に記載しています。

県では、子供たちに小学校入学までに身に付けてほしい内容を、「生活」「他者との関係」「興味・関心」の3つの視点から「子育ての目安『3つのめばえ』」としてまとめています。この家庭向けリーフレットには、日本語のほか、やさしい日本語版と外国語版（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、インドネシア語）があります。これらはすべてホームページに掲載しており、必要に応じて活用できるようにしています。

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2214/mebae02/mebae-panfuri-fu.html>

2 小学校・中学校 しょうがっこう・ちゅうがっこう

公立の小学校・中学校へ入学したい時は、本人の住民票を市町村の教育委員会（さいたま市は区役所）に持参し、就学希望を伝えて必要な手続きをします。教育委員会は、児童生徒がどの学校に通学すればよいかを決定し、保護者に通知します。

(1) 小学校 しょうがっこう

当年の4月1日時点で満6歳になっている子供が、小学校入学の対象者です。4月に入学する1年生の入学申請の受付は、前の年の9月頃に行われます。就学が受け付けられると、1月に「入学通知書」が郵送されます。

障害のある子供のための「特別支援学級」や「通級による指導」の制度もあります。

(2) 中学校 ちゅうがっこう

当年の4月1日時点で満12歳になっている子供が中学校入学の対象者です。毎年1月に小学校卒業予定の児童に「入学通知書」が郵送されます。

ほとんどの中学校には、制服があります。制服をどこで買ったかは、各々の学校にお問い合わせください。

障害のある子供のための「特別支援学級」や「通級による指導」の制度もあります。

(3) 途中入学（編入学） とちゅう にゅうがく（へんにゅうがく）

外国の小・中学校に在学していた外国籍の児童生徒が、県内の小・中学校に編入学するときは、居住する市（区）役所または町村役場に住民登録をし、教育委員会（さいたま市は区役所）に就学希望を伝えて、必要な手続きをします。

(4) 転校 てんこう

引っ越しのために通学区域が変わると、子供の学校も変わります。

引っ越す前に通っている学校から在学証明書と教科書給与証明書をもらい、市（区）町村役場で転出届を出すときに、子供が小・中学校に通っていることを申し出てください。引っ越したら、転入届を出すときに子供が小・中学校に通っていることを申し出て、新しく通う学校に在学証明書と教科書給与証明書を提出してください。

帰国するときにも、学校へ届け出てください。

(5) 学費 がくひ

公立小学校・中学校の場合、入学金、授業料、教科書代は不要です。しかし、給食費や教材費は、保護者が支払わなければなりません。支払い方法は、入学した時、学校指定の銀行などに口座をつくり、自動引き落としの方法で支払う場合が多いです。

(6) PTA（Parent-Teacher Association 保護者と教師の会）

びいていえい（ほごしゃと きょうしの かい）

保護者と教師が協力して活動します。学校や家庭における教育への理解を深め、子供たちが健やかに成長するための支援を行います。入会は義務ではありません。PTAの活動について理解した上で保護者はPTAに加入しています。PTAの会費などは、学校によって異なりますので、各学校に直接お聞きください。

(7) 放課後児童クラブ（学童保育） ほうかご じどう くらぶ（がくどうほいく）

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生の児童を放課後預かるものです。費用や利用のしかたについては、市町村によって異なりますので、各市（区）町村児童福祉担当課に御相談ください。

(8) 日本語を話せない子供の教育 にほんごを はなせない こどもの きょういく

日本語を話せない子供が数多く在籍する学校には、子供たちに日本語を指導する教員がいます。また、県では学校生活や日常生活に役立つ情報をホームページに掲載しております。

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2214/kikokugaikokujinsapoutojigyoku240120.html>

(9) お子さんを持つ外国人保護者向けの就学ガイドブック

おこさんを もつ がいこくじんほごしゃ むけの しゅうがく がいどぶっく

お子さんを持つ外国人保護者向けに多言語で日本の学校への入学手続きを説明した「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」を、文部科学省が作成しています。文部科学省のホームページで見ることができます。

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm

(10) 日本の学校生活についての動画 にほんの がっこうせいかつ についての どうが

外国人児童や保護者向けに多言語で日本の小学校の生活の様子について、アニメーションで紹介をした「はじめまして！今日からともだち」「おしえて！日本の小学校」の動画を文部科学省が作成しています。文部科学省のYouTube公式チャンネルで見ることができます。

「はじめまして！今日からともだち」



「おしえて！日本の小学校」



3 高等学校 こうとうがっこう

日本の高等学校は義務教育ではありません。国立、県立、市立、私立の高等学校があります。高等学校には、英語・数学・国語・理科・社会などに時間をかけて学習する普通科や、商業、工業、農業などの職業に関して学習する専門学科、自分の進路について時間をかけて考える総合学科とよばれる学科があります。また、朝から登校する全日制や定時制（※）、通信制（※）という課程があり、様々な学び方を選ぶことができます。

※ 定時制、通信制では、仕事をしながら学ぶ人もいます。定時制は夜間に授業を行う高等学校が多く、通信制は月3回程度登校など、決められた登校日以外は自宅で学習を行って課題を提出するというのが特徴です。また、昼夜開講の定時制高等学校もあります。

定時制通信制高等学校について（埼玉県教育委員会ホームページ）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2208/tei-tuu-sienninn.html>

(1) 入学試験 にゅうがくしけん

日本の中学校又は中学校に準ずる学校を卒業（見込みを含む）していれば、日本の高等学校の入学試験を受けることができます。また、海外で9年間の学校教育を修了していれば、出願資格の認定の手続きを行い、入学試験を受けることができます。

なお、入学試験や面接は、日本語で行います。

公立高等学校の入学試験は、決まった日に一斉に行われます。国立、私立高等学校の入学試験日・募集要項については、各高等学校へ直接お問い合わせください。公立高等学校への入学については、現在通っている中学校にお聞きください。

県公立高等学校入学者選抜についてのQ&A（埼玉県高校教育指導課ホームページ）

日本語版 <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2208/r7nyuushiga.html>

英語版 <https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/241544/r7nyuushieigoqa.pdf>

中国語版

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/241544/r7tyuugokugo1.pdf>

ポルトガル語版

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/241544/r7porutogaru1.pdf>

スペイン語版

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/241544/r7nyuushisupeinngoqa01.pdf>

(2) 学 費 がくひ

授業料と入学料が必要です。また、教科書代や教材費なども必要となります。

公立高等学校では、所得に応じて高等学校等就学支援金及び奨学のための給付金を受けることができます。また、所得に応じて入学料が免除されることがあります。

私立高等学校の学費は学校により異なりますが、所得に応じて高等学校等就学支援金及び奨学のための給付金を受けることができます。さらに、県内の私立高等学校に通う場合は、所得などに応じて授業料・入学料などの軽減補助を受けることができます。

このほかに、修学旅行、遠足などの行事のための積立金、PTA会費などを納めることがあります。このような費用は、学校により異なりますので、詳しいことは、各学校に直接お問い合わせください。

(3) 転 校 てんこう

県立高等学校へ入学後、引っ越しをして住所が変わった場合でも、本人が希望すれば、そのまま通学することができ、転校する必要はありません。

ただし、転居先の近くにある高校へ転校を希望する時は、転入学試験を受験する必要があります。その場合は、まず、現在通っている高校に相談してください。

(4) 外国人特別選抜 がいこくじん とくべつ せんばつ

日本に来てからの期間が短い外国人に対して特別選抜を行っています。一般の受検とは方法が異なりますので、外国人特別選抜実施校に相談してください。

2025年度入試（2025年4月入学）で外国人特別選抜を実施する高校は12校（岩槻高校、草加南高校、南稜高校、深谷第一高校、和光国際高校、蕨高校、川口東高校、川越西高校、栗橋北彩高校、妻沼高校、新座柳瀬高校、三郷北高校）でした。

2026年度入試（2026年4月入学）で外国人特別選抜を実施する高校は、2025年7月に公表する予定です。



相談窓口・問合せ先

名 称	電話番号	受付時間
<県立高校の外国人特別選抜について> 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課	048-830-6766	月～金 (祝日・年末年始除く)
<県立高校の転入学・出願資格の認定について> 埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課	048-830-6735	8:30～17:15

埼玉県 外国人の生活ガイド

<p>〈県立高校の授業料・入学料について〉 埼玉県教育局教育総務部財務課</p>	<p>048-711-7012 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/f2204/j-
s/index.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/f2204/j- s/index.html</p>	
<p>〈私立高校の授業料軽減補助について〉 埼玉県総務部学事課</p>	<p>048-830-2725 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0204/fubofutan
2.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0204/fubofutan 2.html</p>	

4 特別支援学校 とくべつ しえん がっこう

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施す学校です。小学部、中学部、高等部があり、一部幼稚部、専攻科を設置している学校もあります。小学部、中学部に就学を希望する場合は、はじめに本人の住民票があるお住まいの市町村の教育委員会に、相談をしてください。また、幼稚部、高等部に入学を希望する場合は、埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課へお問い合わせください。

(1) 幼稚部 ようちぶ

幼稚部を設置している県立特別支援学校は3校です。視覚障害教育を行う埴保己一学園、聴覚障害教育を行う大宮ろう学園、坂戸ろう学園です。小学校または小学部入学前の3歳から5歳までの幼児を対象としており、入学するには入学相談が必要となります。また、3校とも早期教育として0歳児からの教育相談も受け付けております。視覚障害・聴覚障害とも、早い時期から専門的な教育を受けることが障害の改善につながりますので、早い時期からの相談をおすすめします。

(2) 小学部 しょうがくぶ

当年の4月1日時点で満6歳になっている子供で、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由または病弱などで、特別な教育的支援を必要とする子供が小学部入学の対象者となります。

なお、小学部への転入学を希望する場合は、お住まいの市町村の教育委員会にお問い合わせください。

(3) 中学部 ちゅうがくぶ

当年の4月1日時点で満12歳になっている子供で、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由または病弱などで、特別な教育的支援を必要とする子供が中学部入学の対象者となります。

なお、中学部への転入学を希望する場合は、お住まいの市町村教育委員会にお問い合わせください。

(4) 高等部 こうとうぶ

高等部には学校により普通科と専門学科がありますので、埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課へお問い合わせください。入学するには、入学選考を受検する必要があります。日本の中学校や特別支援学校中学部または中学校や特別支援学校中学部に準ずる学校を卒業（見込みを含みます）していれば入学選考を受検できます。



相談窓口・問合せ先

名 称	電話番号	受付時間
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課	048-830-6880	月～金（祝日・年末年始除く） 8:30～17:15

5 大 学・専門学校 だいがく・せんもんがっこう

埼玉県内には、国公立大学や多くの私立大学があります。また、短期大学や専門学校もあります。

入学資格及び手続は、大学・専門学校により異なりますので、希望する大学・専門学校へ直接お問い合わせください。

大学・専門学校や奨学金などについての情報は、日本学生支援機構(JASSO)が、インターネットで提供しています。

日本学生支援機構 ウェブサイト

<https://www.jasso.go.jp/index.html>

日本への留学情報

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/planning/search-school/> (日本語)

<https://www.studyinjapan.go.jp/en/planning/search-school/> (英語)

6 奨学金 しょうがくきん

高等学校、専修学校（専門学校）、大学、短期大学、大学院などに進学する人のための奨学金の制度があります。埼玉県では下記の奨学金制度があります。



相談窓口・問合せ先

奨学金の名称	問合せ先	受付時間
埼玉県高等学校等奨学金	埼玉県教育局教育総務部財務課 048-711-7012 https://www.pref.saitama.lg.jp/f2204/j-s/index2.html	月～金 (祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費	埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 048-830-6765	
母子及び父子並びに寡婦福祉資金の修学資金	埼玉県福祉部こども政策課 048-830-3204 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/hitorioya/20230629.html	
埼玉県看護師等育英奨学金貸与制度	埼玉県保健医療部医療人材課 048-830-3546 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/ikueishougakukinn/index.html	
埼玉県医師育成奨学金	埼玉県保健医療部医療人材課 048-601-4600 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/ishiikuseishougakukin/	
本多静六博士奨学金	埼玉県農林部森づくり課 048-830-4300 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0905/hondashougakukinboshu2.html	

このほかに、市町村や民間団体の奨学金もあります。
詳しくは市町村や学校、各団体に問い合わせてください。

7 日本語学習 にほんご がくしゅう

県内各地のボランティア講師による無料の日本語教室や日本語学校（有料）で学習できます。



相談窓口・問合せ先

名 称	電話番号	受付時間
＜ボランティアによる日本語教室について＞ （公財）埼玉県国際交流協会	048-833-3296 https://www.sia1.jp/foreign/japanese/	月～金曜日 （祝日・年末年始除く） 9:00～16:00
＜日本語学校について＞ （一財）日本語教育振興協会	03-6380-6557 https://www.nisshinkyo.org/ →「学校を探す」（日本語、英語、中国語、韓国語）	月～金曜日 （祝日・年末年始除く） 9:30～17:30

8 日本語能力の試験 にほんご のうりよくの しけん

日本語の能力を判定する試験があります。

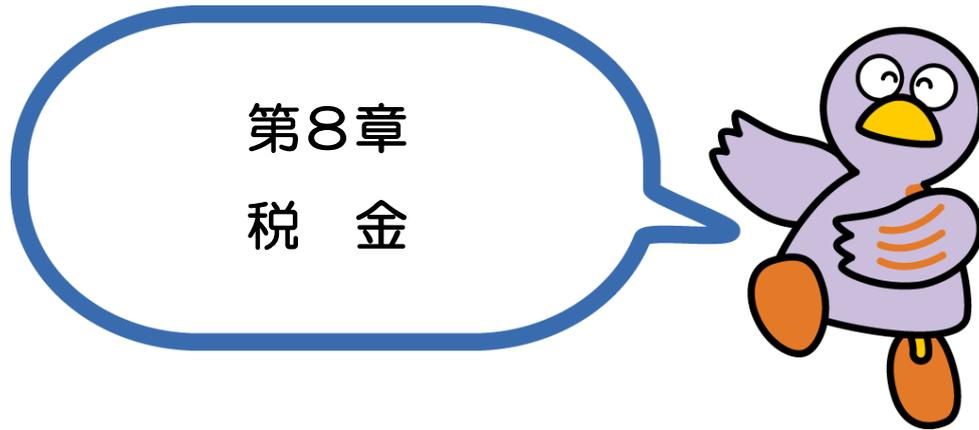
結果は、学校を受験したり、就職したりする時に、役に立ちます。

詳しいことは、それぞれの問い合わせ先にお問い合わせください。



相談窓口・問合せ先

名 称	問合せ先	受付時間
日本語能力試験 https://www.jlpt.jp/	（公財）日本国際教育支援協会 日本語能力試験受付センター 03-6686-2974	月～金曜日 9:30～17:30 （祝日・年末年始除く）
J.TEST 実用日本語検定 https://j-test.jp/	日本語検定協会・J.TEST事務局 03-5875-1231 j-test@gobun-ken.jp	月～金曜日 10:00～17:30 （祝日・年末年始除く）
BJTビジネス日本語能力テスト https://www.kanken.or.jp/bjt/	（公財）日本漢字能力検定協会 0120-509-315	月～金曜日 9:00～17:00 （祝日・年末年始除く）



埼玉県のマスコット コバトン

- | | | |
|---|----------|---------------|
| 1 | 所得税 | しょとくぜい |
| 2 | 住民税 | じゅうみんぜい |
| 3 | その他の主な税金 | そのたの おもな ぜいきん |

日本に住む人は、国籍に関係なく全ての人が納税の義務を負います。

みなさんから納めていただく税金は、みなさんの生活の安定と幸せの増進を図り、教育、土木、福祉、医療をはじめ、文化、環境、産業などいろいろな分野にわたる事業を進めるための主要な財源となっています。

税金は、主なものとして、所得税（国税）と住民税（県民税・市町村民税）があります。

所得税や住民税には、母国との二重課税をさけるため、二国間租税条約により例外規定が定められている場合があります。この規定に該当する場合は、在日大使館へお問い合わせください。

税金は決められた納期限までに納税しなければなりません。納期限を過ぎた場合には、納期限の翌日から納付日までの日数に応じた延滞税（金）が徴収されます。また、滞納したままですと財産の差押えなどの滞納処分を受けることになります。

納期限までに納税するようお願いします。

納税の方法、県税の説明（埼玉県税務課 ホームページ）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-kankoubutsu.html>

1 所得税及び復興特別所得税 しょとくぜい および ふっこうとくべつ しょとくぜい

1月1日から12月31日の間に得た全ての所得に課税されます。所得税及び復興特別所得税の精算の方法は、次の2つの方法があります。

- 年末調整
- 確定申告

(1) 年末調整 ねんまつ ちょうせい

給与などの支払者は、給与などの支払の都度、その支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引き、国に納めることとなっています。これを源泉徴収といいます。

給与所得の場合、給与の支払者は、給与の支払いの際に源泉徴収をし、更に、その年の最後の給与を支払うときに、1年間の給与総額について納めなければならない所得税及び復興特別所得税の合計額を計算し、それまでに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税との過不足額の精算をすることとなります。これを年末調整といいます。

年末調整を受けた給与所得だけの方は、所得税及び復興特別所得税の精算が済んでいますので、次の(2)の確定申告をする必要はありませんが、高額な医療費を支払ったときや一定の借入金を利用して住宅を購入したときなどは、確定申告を行うことによって、所得税及び復興特別所得税の還付を受けられる場合があります。この場合には、給与の支払者から交付される「給与所得の源泉徴収票」が必要となります。

(2) 確定申告 かくてい しんこく

次の事項に該当する方（申告義務がある方）は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに税務署長に確定申告書を提出して、源泉徴収された税金などがある場合には、その過不足を精算することとなります。これを確定申告といいます。

- 事業所得や不動産所得などの合計額が一定額以上ある方
- その年中に支払を受ける給与等の金額が2,000万円を超える方
- 1か所から給与等の支払を受けている方で、給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- 2か所以上から給与等の支払を受けている方で、年末調整を受けない従たる給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える方
- 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収されないこととなっている方
- 源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国において支払われる公的年金など）の支給を受ける方

(3) 日本から出国する場合 にほんから しゅっこくする ばあい

① 給与所得のみを有する場合

勤務先において年末調整と同じ方法により源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額を精算してもらいます。

② 給与所得以外の所得を有する場合（申告義務がある場合）

○ 納税管理人を定める方法

予め、税務署長に「所得税の納税管理人の届出書」を提出します。

納税管理人は、申告期限までに確定申告を行います。

○ 納税管理人を定めない方法

自ら出国前までに生じた全ての所得について確定申告を行います（準確定申告）。

2 住民税 しゅうみんぜい

日本国内に居住する人には、住民税（県民税と市町村民税）が課税されます。

住民税は 1 月 1 日現在日本国内に住所がある人に対して課税され、税額はその人の前年の所得金額を基礎に算定されます。

(1) 給与所得者の場合 きゅうよ しょとくしゃの ばあい

給与支払者から提出される給与支払報告書に基づき、1 月 1 日現在の住所地の市町村長が住民税の額を算定します。この税額は、通常 5 月 31 日までに給与支払者に通知されます。給与支払者は、その年の 6 月から翌年 5 月までの 12 か月間に支払う毎月の給与からこの税額を差し引いて、市町村に払い込みます。

(2) 給与所得者以外（事業所得、不動産所得がある人）の場合

きゅうよ しょとくしゃ いがいの ばあい

本人の申告に基づいて、1 月 1 日現在の住所地の市町村長が住民税の額を算定します。住民税の申告は、3 月 15 日までに住所地の市町村に行います。

所得税の確定申告をした人は、この住民税の申告をする必要はありません。算定された住民税の額は、市町村から送られてくる納税通知書により知らされます。この納税通知書に基づき、6 月、8 月、10 月、翌年 1 月の 4 回に分けて住民税を納税します。納期は、市町村により異なることがあります。

(3) 日本から出国（帰国、1 年以上の期間日本を離れる）する場合

にほんから しゅっこくする ばあい

日本を出国した後の納税について、その人に代わり手続をしてもらう納税管理人を定めて、市町村長に届け出なければなりません。納税管理人を定めないときは、出国する前に、自分で住民税の全額を納税します。

詳しいことは、市(区)町村住民税担当課へお問い合わせください。

3 その他の主な税金 そのたの おもな ぜいきん

- (1) 消費税及び地方消費税（国税・地方税） しょうひぜい および ちほうしょうひぜい
 医療、福祉、教育などの一部を除いたあらゆる物品の購入や貸付け、サービスの提供に
 対して税率 10%（標準税率）があわせて課税されます。なお、飲食料品（お酒、外食を除
 きます。）等の購入に係る税率は8%（軽減税率）となっています。
- (2) 自動車税（種別割）（県税） じどうしゃぜい（しゅべつわり）
 4月1日現在の自動車の所有者に課税され、5月に県自動車税事務所から送られてくる
 納税通知書により納税します。
- (3) 軽自動車税（種別割）（市町村税） けいじどうしゃぜい（しゅべつわり）
 排気量が660cc以下の自動車やバイクなどの4月1日現在の所有者に課税され、5月
 に市町村から送られてくる納税通知書により納税します。



相談窓口・問合せ先

国税（所得税）について

税務署名	電話番号	所在地	受付時間
川越税務署	049-235-9411	川越市大字並木452-2	月～金 (祝・年末年始のぞく) 8:30～17:00
熊谷税務署	048-521-2905	熊谷市仲町41	
川口税務署	048-252-5141	川口市青木2-2-17	
西川口税務署	048-253-4061	川口市西川口4-6-18	
浦和税務署	048-600-5400	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	
大宮税務署	048-641-4945	さいたま市大宮区土手町3-184	
行田税務署	048-556-2121	行田市栄町17-15	
秩父税務署	0494-22-4433	秩父市日野田町1-2-41	
所沢税務署	04-2993-9111	所沢市並木1-7	
本庄税務署	0495-22-2111	本庄市駅南2-25-16	
東松山税務署	0493-22-0990	東松山市箭弓町1-8-14	
春日部税務署	048-733-2111	春日部市大沼2-12-1	
上尾税務署	048-770-1800	上尾市大字西門前577	
越谷税務署	048-965-8111	越谷市赤山町5-7-47	
朝霞税務署	048-467-2211	朝霞市本町1-1-46	

県税について

県税事務所名	電話番号	所在地	受付時間
さいたま県税事務所	048-822-5131	さいたま市浦和区北浦和5-6-5	月～金 (祝・年末年始のぞく) 8:30～17:15
川口県税事務所	048-252-3571	川口市西青木2-13-1	
上尾県税事務所	048-772-7111	上尾市大字南239-1	
朝霞県税事務所	048-463-1671	朝霞市三原1-3-1	
川越県税事務所	049-242-1801	川越市新宿町1-17-17	
所沢県税事務所	04-2995-2112	所沢市並木1-8-1	
飯能県税事務所	042-973-5612	飯能市双柳353	
東松山県税事務所	0493-23-8945	東松山市六軒町5-1	
秩父県税事務所	0494-23-2110	秩父市東町29-20	
本庄県税事務所	0495-22-5675	本庄市朝日町1-4-6	
熊谷県税事務所	048-523-2809	熊谷市末広3-9-1	
行田県税事務所	048-556-5067	行田市本丸2-20	
春日部県税事務所	048-737-2110	春日部市大沼1-76	
越谷県税事務所	048-962-2191	越谷市越ヶ谷4-2-82	

自動車税について

自動車税事務所名	電話番号	所在地	受付時間
埼玉県自動車税事務所	課税: 048-658-0226	さいたま市大宮区下町3-8-3	月～金 (祝・年末年始のぞく) 8:30～17:15
	納税: 048-641-2222		
自動車税コールセンター	0570-012-229		
埼玉県自動車税事務所大宮支所	048-623-0600	さいたま市西区中釘2152	
埼玉県自動車税事務所熊谷支所	048-532-8011	熊谷市御稜威ヶ原701-5	
埼玉県自動車税事務所所沢支所	04-2998-1321	所沢市牛沼690-1	
埼玉県自動車税事務所春日部支所	048-763-4111	春日部市増戸752-5	

住民税・軽自動車税（市町村税）について

市（区）役所・町村役場（第13章の一覧を参照）へお問い合わせください。

第9章 雇用・労働条件



埼玉県のマスコット コバトン

- 1 就労資格 しゅうろうしかく
- 2 就職 しゅうしょく
- 3 職場の問題で困ったとき しょくばの もんだいで こまったとき

1 就労資格 しゅうろうしかく

日本で働くことができる外国人は、就労が認められている在留資格の人だけです。在留資格（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者を除く）により、それぞれ就労できる範囲に制限があります。文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在、特定活動（ただし、指定書の内容により異なる。）の在留資格では、就労することはできません。

「留学」「家族滞在」などの在留資格を持って在留する外国人の方がアルバイトなどの就労活動を行う場合には、事前に各地方出入国在留管理局などで資格外活動の許可を受けることが必要です。

相談窓口・問合せ先

機関名	電話番号	交通	受付時間	案内言語
東京出入国在留管理局	0570-034259 (IP、海外からは：03-5796-7234)	東京都港区港南5-5-30 JR品川駅港南口から都バス品川埠頭循環で「東京出入国在留管理局前」下車	9:00～16:00 月～金曜日 (祝日及び年末年始を除く)	日本語
東京出入国在留管理局 さいたま出張所	048-851-9671	埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎1F 埼京線与野本町駅から徒歩8分	9:00～16:00 月～金曜日 (祝日及び年末年始を除く)	日本語

2 就職 しゅうしょく

(1) 公共職業安定所（ハローワーク） こうきょう しょくぎょう あんていしょ

公共職業安定所（ハローワーク）は、就労可能な在留資格者で就職を希望する外国人に対して、職業の相談、職業紹介、雇用保険の給付、公共職業訓練の斡旋をしています。求職の申し込みは、近くの公共職業安定所で行います。

(2) 雇用保険制度 こよう ほけん せいど

雇用保険は、労働者が失業した場合などに必要な給付を行い、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに再就職を促進することなどを目的とした雇用に関する総合的な機能をもった制度です（給付を受けるには一定の条件があります）。



相談窓口・問合せ先

公共職業安定所（ハローワーク）

公共職業安定所名	電話番号	外国人雇用サービスコーナー 受付（祝日、年末年始除く）	所在地
浦和公共職業安定所	048-832-2461	金曜日：英語・スペイン語・ポルトガル語	さいたま市浦和区常盤 5-8-40
大宮公共職業安定所	048-667-8609	水曜日：中国語 金曜日：英語・ポルトガル語	さいたま市大宮区大成町 1-525
川口公共職業安定所	048-251-2901	月曜日：英語・スペイン語 火曜日：英語・中国語・スペイン語 水曜日：スペイン語・ポルトガル語 ・中国語 木曜日：ベトナム語 金曜日：英語・スペイン語・ポルトガル語	川口市青木3-2-7
熊谷公共職業安定所	048-522-5656	火・木曜日：英語・スペイン語 ・ポルトガル語	熊谷市箱田5-6-2
熊谷公共職業安定所 本庄出張所	0495-22-2448	月・水・金曜日：スペイン語・ポルトガル語	本庄市中央2-5-1
川越公共職業安定所	049-242-0197	月曜日：スペイン語・ポルトガル語 木曜日：英語・スペイン語 ・ポルトガル語	川越市豊田本1-19-8 川越合同庁舎1F
川越公共職業安定所 東松山出張所	0493-22-0240		東松山市上野本 1088-4
所沢公共職業安定所	04-2992-8609		所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎1・2F

埼玉県 外国人の生活ガイド

公共職業安定所名	電話番号	外国人雇用サービスコーナー 受付（祝日、年末年始除く）	所在地
所沢公共職業安定所 飯能出張所	042-974-2345		飯能市双柳94-15 飯能合同庁舎1F
秩父公共職業安定所	0494-22-3215		秩父市下影森1002-1
春日部公共職業安定所	048-736-7611	月曜日：英語・ポルトガル語 木曜日：スペイン語	春日部市下大増新田 61-3
行田公共職業安定所	048-556-3151		行田市長野943
草加公共職業安定所	048-931-6111	水曜日：英語・ポルトガル語 木曜日：中国語 金曜日：英語・ポルトガル語	草加市弁天4-10-7
朝霞公共職業安定所	048-463-2233	金曜日：英語	朝霞市本町1-1-37
越谷公共職業安定所	048-969-8609	火曜日：英語・ポルトガル語	越谷市東越谷1-5-6

※外国人雇用サービスコーナーの受付時間

- ・浦和、大宮、熊谷、草加、越谷 10:00-12:00,13:00-15:30
- ・川口 10:00-12:00,13:00-16:00
- ・本庄、春日部、朝霞 10:00-12:00,13:00-15:15
- ・川越 10:00-12:00,13:00-15:45

その他の相談窓口

名称	対象者	電話番号	所在地	案内 言語	受付時間 (祝日、年末年始除く)
埼玉しごとセンター https://hwus.jp/	年齢・性別 問わず	048-826-5601	さいたま市南 区沼影1-10- 1 ラムザタワー 3階	日本語	月～金曜日 10:00～19:00 土 10:00～17:00 ※サービスによって曜日 ・時間が異なります。詳 細はホームページをご覧 ください。
若者自立支援センター 埼玉 https://www.yisc-saitama.com/	15歳から49歳ま での無業者とその親 ・家族	048-255-8680	川口市川口 3-2-2 川口 若者ゆめワー ク3階	日本語	月～土曜日 9:00～17:00
埼玉県女性キャリアセ ンター https://www.pref.saitama.lg.jp/swcc/	女性	048-601-5810 (電話相談専用) 048-601-1023	さいたま市中 央区新都心 2-2 ホテルプリラ ンテ武蔵野4 階	日本語	月～土曜日 9:30～17:30 毎月第3木曜日は休業 月～金曜日 10:00～16:30 (11:30～12:30は休憩 時間) 毎月第3木曜日は休業
東京外国人雇用サービ スセンター https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-foreigner/	専門的・技術的分野 (在留資格が「技術 ・人文知識・国際業 務」「技能」など) の就労可能な在留資	03-5361-8722	東京都新宿区 四谷1-6-1コ モレ四谷 四 谷タワー13 階	日本語 英語 中国語 (通訳が 必要な場	月～金曜日 9:00～17:00

名称	対象者	電話番号	所在地	案内言語	受付時間 (祝日、年末年始除く)
	格を所持している方及び、日本での就職を希望している外国人留学生の方			合はあらかじめ確認が必要)	
新宿外国人雇用支援・指導センター https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/shinjuku/madoguchi_goannai/gaisen.html	在留資格が日本人の配偶者や定住者など就労に制限のない在留資格をお持ちの方及び、アルバイトを希望する外国人留学生の方	03-3204-8609	東京都新宿区歌舞伎町2-42-10ハローワーク新宿（歌舞伎町庁舎）1階	日本語 英語 中国語 （通訳は完全予約制）	月～金曜日 8:30～17:15
グローバル人材育成センター埼玉（GGS） https://www.ggsaitama.jp/	日本国内の大学院・大学・短期大学等に在籍している外国人留学生で、日本での就職を希望する方	048-833-2995	さいたま市浦和区北浦和5-6-5（浦和合同庁舎3階・（公財）埼玉県国際交流協会内）	日本語	月～金曜日 8:30～17:15

(3) アルバイトを装った犯罪への勧誘に注意

SNSなどのインターネットや知人の紹介等で「お金をおろすだけ」、「荷物を受け取るだけ」などというアルバイトに誘われた時は気を付けてください。

このようなアルバイトには

- 他人のインターネットバンキングに不正アクセスをして、あらかじめ用意していた口座にお金を移すという不正送金事犯の現金の引出し役
- 他人のID・パスワードを使ってインターネットで商品を騙し取る不正配送事犯の商品受け取り役

として犯罪に加担させられる危険が潜んでいるので、十分気を付けてください。

また、

- 自分名義の銀行口座（通帳やキャッシュカード）を譲渡する行為
 - 自分名義の通話可能な携帯電話を譲渡する行為
- は、犯罪になりますので、絶対にしないでください。

(4) 雇用についての情報提供

「WORK IN SAITAMA～外国人と企業をつなぐポータルサイト～」では、外国人の方を採用したい企業の情報があります。また、県内で働く外国人向けの相談窓口や各種情報を掲載しています。

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/workinsaitama/index.html>



3 職場の問題で困ったとき しょくばの もんだいで こまったとき

外国人労働者向け相談ダイヤル がいこく じんろうどうしゃ むけ そうだんだいやる

労働条件等について、外国語で電話相談いただける窓口はこちらです(外国人労働者相談コーナーにつながります)。「外国人労働者向け相談ダイヤル」での相談は、固定電話からは 180 秒ごとに 8.5 円(税込)、携帯電話からは 20 秒ごとに 10 円(税込)の料金が発生します。料金は、発信者負担となります。

なお、一時的に開設曜日、開設時間が変更となる場合があることはご了承ください。

言語	電話番号	開設曜日	開設時間
英語	0570-001-701	月～金	午前 10 時～午後 3 時 (正午～午後 1 時は除く)
中国語	0570-001-702		
ポルトガル語	0570-001-703		
スペイン語	0570-001-704		
タガログ語	0570-001-705		
ベトナム語	0570-001-706		
ミャンマー語	0570-001-707	月	
ネパール語	0570-001-708	月～木	
韓国語	0570-001-709	木、金	
タイ語	0570-001-712	水	
インドネシア語	0570-001-715		
カンボジア語 (クメール語)	0570-001-716		
モンゴル語	0570-001-718	金	

※年末・年始(12月29日～1月3日まで)は除く。

(1) 労働基準監督署 ろうどう きじゅん かんとくしよ

国の機関である労働基準監督署は、賃金・労働時間などの労働条件などを定めた労働基準法や、労働者の安全と健康を確保するための労働安全衛生法などが職場で守られるよう、監督・指導をしています。

また、労働者が作中にけがをした場合などの労災保険給付をしています。

・ 労災保険給付 ろうさい ほけん きゅうふ

仕事または通勤が原因でケガをしたり病気にかかってしまった場合や障害や死亡した場合は、労働者災害補償保険法に基づく、療養(補償)給付、休業(補償)給付、障害(補償)給付、遺族(補償)給付などの給付金が支払われます。



相談窓口・問合せ先

労働局 ろうどうきょく

労働局	電話番号	外国語相談窓口	所在地
埼玉労働局 労働基準部監督課 外国人労働者相談 コーナー	048-600-6204 (日本語) 048-816-3596 (英語) 048-816-3597 (中国語) 048-816-3598 (ベトナム語)	月～金 (祝・年末年始のぞく) 9:00～12:00及び 13:00～16:30	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー1 5階

労働基準監督署 ろうどう きじゅん かんとくしょ

労働基準監督署名	電話番号	所在地	受付時間
さいたま労働基準監督署	048-600-4801	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階	月～金 (祝・年末年始のぞく) 8:30～17:15
川口労働基準監督署	048-252-3773	川口市川口2-10-2	
熊谷労働基準監督署	048-533-3611	熊谷市別府5-95	
川越労働基準監督署	049-242-0891	川越市豊田本1-19-8 川越合同 庁舎2階	
春日部労働基準監督署	048-735-5226	春日部市南3-10-13	月～金 (祝・年末年始のぞく) 8:30～17:15
所沢労働基準監督署	04-2995-2555	所沢市並木6-1-3所沢合同庁舎3 階	
行田労働基準監督署	048-556-4195	行田市桜町2-6-14	
秩父労働基準監督署	0494-22-3725	秩父市上宮地町23-24	

(2) 総合労働相談コーナー そうごう ろうどう そうだん こうなあ

埼玉労働局では雇用環境・均等部をはじめ県内9箇所に「総合労働相談コーナー」を設け、労働に関する相談をお受けしています。解雇、賃下げ、いじめなど職場でのトラブルで悩んでいる方は各相談コーナーにご相談ください。



相談窓口・問合せ先

総合労働相談コーナー名	電話番号	所在地	受付時間 (祝日、年末年始のぞく)
埼玉労働局 総合労働相談コーナー	048-600-6262	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	月～金 9:00～17:00
さいたま 総合労働相談コーナー	048-614-9977	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階 さいたま労働基準監督署内	月～金 9:00～16:30
川口 総合労働相談コーナー	048-498-6648	川口市川口2-10-2 川口労働基準監督署内	
熊谷 総合労働相談コーナー	048-511-7010	熊谷市大字別府5-95 熊谷労働基準監督署内	
川越 総合労働相談コーナー	049-210-9334	川越市豊田本1-19-8 川越地方合同庁舎 川越労働基準監督署内	

総合労働相談コーナー名	電話番号	所在地	受付時間 (祝日、年末年始のぞく)
春日部 総合労働相談コーナー	048-614-9968	春日部市南 3-10-13 春日部労働基準監督署内	
所沢 総合労働相談コーナー	04-2003-6967	所沢市並木 6-1-3 所沢地方合同庁舎 所沢労働基準監督署内	
行田 総合労働相談コーナー	048-556-4195	行田市桜町 2-6-14 行田労働基準監督署内	
秩父 総合労働相談コーナー	0494-22-3725	秩父市上宮地町 23-24 秩父労働基準監督署内	

(3) その他の相談窓口 そのための そうだんまどぐち



相談窓口・問合せ先

名称	電話番号	所在地	言語	相談時間 (祝日・年末年始除く)
埼玉県労働相談センター https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/rodo/rodosodan/index.html	048-830-4522	さいたま市 浦和区高砂3-15-1 県庁第二庁舎 1階	日本語	○電話労働相談(月～金) 受付9:00～16:30 ○来所労働相談(月～金) 受付9:00～16:00
埼玉県労働委員会 https://www.pref.saitama.lg.jp/shigoto/rodo/rodo/index.html	048-830-6452 048-830-6465 ※あっせん(専門家があなたと会社のトラブル解決をお手伝いします。)	さいたま市 浦和区高砂3-15-1 県庁第三庁舎 4階	日本語	月～金 8:30～17:15
埼玉県社会保険労務士会 総合労働相談所 https://www.saitamakai.or.jp/	048-826-4860	さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル7階	日本語	水(要予約) 10:00～16:00 (対面相談)
外国人総合相談センター埼玉 https://sia1.jp/foreign/advice/	048-833-3296 ※学校・病院・幼稚園・保育園等で日本語がわからなくて困ったときは電話で通訳をします。	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎3階 (公財)埼玉県国際交流協会内	日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、ロシア語、ウクライナ語(要予約)	月～金 9:00～16:00 ※入管制度、労働問題、法律問題、福祉問題の対面相談は要予約

第10章 自動車運転免許



埼玉県のマスコット コバトン

- 1 外国免許切替審査 がいこく めんきょ きりかえ しんさ
- 2 運転免許証更新 うんてん めんきょしょう こうしん
- 3 運転免許試験 うんてん めんきょ しけん
- 4 運転免許証の有効期限が切れたときの手続
うんてん めんきょしょうの ゆうこうきげんが きれたときの てつづき
- 5 住所などの変更手続 じゅうしょなどの へんこうてつづき
- 6 自動車の購入と登録 じどうしゃの こうにゅうと とうろく
- 7 自動車の保険 じどうしゃの ほけん

日本で自動車などを運転する場合には、日本の運転免許が必要です。それには、日本の運転免許の試験を受けるか外国の運転免許を日本の運転免許に切替える審査を受けて、合格することが必要です。また、ジュネーブ条約加盟国で交付された国際運転免許証または日本が政令で定める国又は地域（スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾）の運転免許証（日本語の翻訳文が添付されているものに限る。）を所持する方は、日本に上陸した日から起算して、1年間当該運転免許証で運転できるとされている自動車などを運転することができます。

ただし、1年間といっても自国の免許証の有効期間内に限られます。



相談窓口・問合せ先

機関名	電話番号	住所	受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く）
埼玉県警察 運転免許センター	048-543-2001 テレホン・FAXガイド 048-541-1234	鴻巣市鴻巣405-4 交通： 高崎線鴻巣駅東口③番バ ス乗り場から「免許セン ター行き」バス終点下車	外国免許からの切替え事前相談受付： 9:30～10:00 切替え審査受付（事前相談が終了した 方に限ります。）： 13:00～13:45

1 外国免許切替審査 がいこく めんきょ きりかえ しんさ

外国免許切替が可能な外国で交付された有効な運転免許証は、取得してから通算して3か月以上その国に住んでいれば、日本の運転免許へ切替えの申請をすることができます。申請する場所は埼玉県警察運転免許センターです。申請には、次のような書類などが必要です。

- 旅券(パスポート)
- 在留カード、特別永住者証明書など
- 住民票（全部記載（個人番号を除く））
- 外国の運転免許証
- 外国の運転免許証の日本語への翻訳文（各国大使館領事部、または国家公安委員会が指定した法人【（一社）日本自動車連盟（JAF）、ジップラス㈱】で作成したものに限り）
- 写真(縦 3.0 cm×横 2.4 cm) 2枚
- 申請手数料

この他の証明が必要な場合がありますので、埼玉県警察ホームページ【外国免許を日本免許に切替手続きされるかた】内で必要書類を確認してください。

申請の前に、運転免許センターの外国免許切替相談室で事前相談を受けてください。（事前相談で書類等の確認を受けていない方の切替申請は、受付できません。）



<埼玉県警察 外国免許切替>

2 運転免許証更新 うんてん めんきょしょう こうしん

運転免許証の有効期間は、年齢・運転経歴・違反内容により3～5年となり、有効期限は免許証に記載してあります。

免許証の更新は、更新期間（有効期間が満了する日の直前の誕生日の1か月前から有効期間が満了する日までの間）にする必要があります。更新手続場所、受付時間、申請手数料の額などの具体的内容は、更新期間に入る直前に郵送される案内通知を確認してください。

なお、更新期間になっても案内通知が郵送されないときは、運転免許センターにお問い合わせください。申請には、次のような書類などが必要です。

- 運転免許証
- 在留資格を確認できる書類（在留カード、特別永住者証明書、個人番号が記載されていない住民票の写し、旅券）
- 申請手数料

3 運転免許試験 うんてん めんきょ しけん

(1) 申請場所 運転免許センター

(2) 受付日時 月曜日から金曜日の平日（祝日・12月29日から翌年1月3日を除く）
午前8時30分から午前9時15分までの間

※仮免許は予約制（埼玉県警察ホームページからオンライン予約）

(3) 必要書類など 受験する免許の種類によって異なります。

- 在留カード、特別永住者証明書など
- 住民票（全部記載（個人番号を除く））
- 写真（縦3.0cm×横2.4cm）2枚～3枚
- 申請手数料

※学科試験（二種免許および小型特殊免許を除く）は、次の外国語での受験も可能です。

○第一種免許、第二種免許及び仮免許（20言語）

英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語、アラビア語、インドネシア語、
ウクライナ語、ウルドゥー語、韓国語、クメール語、シンハラ語、スペイン語、
タイ語、タガログ語、ネパール語、ヒンディー語、ペルシャ語、ミャンマー語、
モンゴル語、ロシア語

○原付免許（4言語）

英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語

4 運転免許証の有効期限が切れたときの手続

うんてんめんきょしょうの ゆうこうぎげんが きれたときの てつづき

運転免許証の更新をしないで有効期限を過ぎてしまった場合、改めて運転免許を取り直すこととなります。ただし、有効期限が過ぎてても一定の期間内であれば、運転免許試験の一部（学科試験及び技能試験）を免除する救済措置を受けて運転免許を取得できます。（新たな免許証が交付されるまでは無免許となりますので、運転できません。）

手続は運転免許センターで行っています。

(1) やむを得ない理由がない方（うっかりして更新手続ができなかった方）

ア 免許証の有効期限が切れて6か月以内の場合

一定の手続により学科試験及び技能試験免除で運転免許が取得できますが、それまで取得していた運転免許の経歴は継続されません。

イ 免許証の有効期限が切れて6か月を超え1年以内の場合

大型・中型・準中型・普通自動車を運転できる免許を持っていた方は、仮免許が学科試験及び技能試験免除で取得できます。それ以外の運転免許（大型特殊自動車や自動二輪車等の仮免許がないもの。）を取得していた方の救済措置はありません。

(2) やむを得ない理由のある方（入院、海外滞在などの理由で更新手続ができなかった方）

ア 免許証の有効期限が切れて6か月以内の場合

一定の手続により学科試験及び技能試験免除で運転免許が取得できます。この場合、それまで取得していた運転免許の経歴は継続していたものとみなされます。

イ 免許証の有効期限が切れて6か月を超え3年以内の場合

やむを得ない理由が終わってから1か月以内に手続をすれば学科試験及び技能試験免除で運転免許が取得できますが、この場合、それまでの運転免許の経歴は継続します。

(3) 必要書類など

ア 受付日時

月曜日から金曜日の平日（祝日、12月29日から翌年1月3日を除く）

午後1時から午後1時45分までの間

イ 必要書類

- ① 有効期限の過ぎた免許証
- ② 在留カード、特別永住者証明書など
- ③ 住民票（全部記載（個人番号を除く））
- ④ 写真（縦3.0cm×横2.4cm）1枚（仮免許を申請する方は3枚）
- ⑤ 「更新のお知らせ」のはがき（無くても手続できます。）
- ⑥ やむを得ない理由のある方は、その理由と期間を証明できる書類（診断書、パスポートなど）
- ⑦ 申請手数料

5 住所などの変更手続 じゅうしょなどの へんこうてつづき

住所や名前などを変更したときは、運転免許証の住所などの変更が必要です。速やかに最寄りの警察署（鴻巣警察署を除く。）または運転免許センターで手続をしてください。申請には次のような書類が必要です。

- 運転免許証
- 本人名の記載があるもので、新しい住所を確認できるもの（住民票、納税通知書、水道料や電話料のお知らせ等）
- 在留資格を確認できる書類（在留カード、特別永住者証明書、個人番号が記載されていない住民票の写し、旅券等）

※ 本籍、氏名、生年月日を変更する場合は、国籍、在留資格、在留期間がわかるもので、個人番号が記載されていない住民票の写し1通を提出してください。

6 自動車の購入と登録 じどうしゃの こうにゅうと とうろく

自動車の購入、廃車、住所変更、名義変更をしたときには、車種により、次の場所で登録申請しなければなりません。

車種	登録場所
普通自動車 及び 125cc を超えるバイク	関東運輸局埼玉運輸支局または各自動車検査登録事務所
軽自動車（660cc 以下）	軽自動車検査協会埼玉事務所または各支所
原動機付バイク（125cc 以下）	各市町村の市町村民税課など

普通自動車の購入・登録をする時には、次のような書類が必要です。（名義変更の場合）

- ・譲渡証明書（旧所有者の実印が押してあるもの）
- ・新旧所有者の印鑑（実印）もしくは実印の押印がある委任状（代理申請の場合）
- ・新旧所有者の印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）
- ・自動車保管場所証明書（発行から40日以内のもの）※新旧所持者の住所が同じなら省略可
- ・自動車検査証（有効期間のあるもの）

※ナンバー変更の場合は、上記に加え、車が必要です。

※自動車検査証に記載されている所有者の住所・氏名等が印鑑証明書と異なる場合は、その変更を証明する書類（住民票等）が必要です。

引っ越し（住所変更）をした時には、次のような書類が必要です。

- ・住民票（発行から3か月以内のもの）
- ※自動車検査証に記載されている住所から現在までのつながりの分かるものが必要です。
- ・自動車保管場所証明書（発行から40日以内のもの）
- ・委任状（代理申請の場合）
- ※所有者と使用者が異なる場合は、それぞれ必要です。
- ・自動車検査証

※ナンバー変更の場合は、上記に加え、車が必要です。

※くわしくは、下記の窓口にお問い合わせください。



相談窓口・問合せ先

機関名	電話番号	住所	受付時間
関東運輸局埼玉運輸支局	050-5540-2026 サービスコード:037	さいたま市西区大字中釘 2154-2	月～金 (祝日・年末年始除く)

機関名	電話番号	住所	受付時間
熊谷自動車検査登録事務所	050-5540-2027 サービスコード:037	熊谷市御稜威ヶ原字下林 701-4)) 8:45~11:45 13:00~16:00
所沢自動車検査登録事務所	050-5540-2029 サービスコード:037	所沢市大字牛沼字下原兀 688-1	
春日部自動車検査登録事務所	050-5540-2028 サービスコード:037	春日部市大字増戸723-1	

埼玉運輸支局ホームページ URL:

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_saitama/index.html

軽自動車の届出をする時には、次のような書類が必要です。（名義変更の場合）

- ・新使用者の住民票（発行から3か月以内）
- ・自動車検査証
- ・申請依頼書（代理申請の場合）

※ナンバー変更の場合は、上記に加え、ナンバープレートが必要です。

※自動車検査証に記載された使用者と所有者が相違する場合は、予め、所有者の方（自動車販売店やローン会社など）へお問い合わせください。

※くわしくは、下記の窓口にお問い合わせください。



相談窓口・問合せ先

機関名	電話番号	住所	受付時間
軽自動車検査協会埼玉事務所	050-3816-3110	上尾市大字平方領々家字前 505-1)) 月~金 (祝日・年末年始除く) 8:45~11:45 13:00~16:00
軽自動車検査協会埼玉事務所 所沢支所	050-3816-3111	入間郡三芳町大字北永井360-3	
軽自動車検査協会埼玉事務所 熊谷支所	050-3816-3112	熊谷市新堀字北原960-2	
軽自動車検査協会埼玉事務所 春日部支所	050-3816-3113	春日部市下大増新田字東耕地 115-1	

原動機付バイク（125cc以下）の購入・登録については各市町村にお問い合わせください。

7 自動車の保険 じどうしゃの ほけん

自動車事故に備えて、自動車の保険があります。自動車の保険には、自賠責保険と任意保険がありますが、自賠責保険だけでなく、万一の賠償に対応できるよう任意保険にも加入することをお勧めします。

(1) 自賠責保険（強制保険） じばいせき ほけん（きょうせい ほけん）

自動車の購入時や車検の際に、必ず加入しなければならない保険です。この保険は、自動車で他人を死傷させた場合に備えるものです。また、補償には限度額があるため、限度額を超えると自賠責保険では補償されません。加入手続は、主に自動車販売店や自動車整備工場などの損害保険会社の代理店で行います。

(2) 任意保険（自動車保険） にんい ほけん（じどうしゃ ほけん）

自賠責保険の賠償対象とならない、自賠責保険の限度額を超えた補償、他人の財物の補償、ご自身の車やケガなどの補償が受けられます。加入手続は、主に損害保険会社の代理店で行います。



相談窓口・問合せ先

機関名	電話番号	受付時間
(一社) 日本損害保険協会 そんぽADRセンター	ナビダイヤル (全国共通・通話料有料) 0570-022808	月～金 (祝日・休日・12月30日～1月4日除く) 9:15～17:00
	直接番号(そんぽADR センター東京) 03-4332-5241	※ 日本語で対応 ※ 自動車保険に加入する申込みはできません。 申込みは、各損害保険会社に相談してください。 【各損害保険会社の相談窓口へのリンク】 https://www.sonpo.or.jp/soudan/reference.html

※訪日・在留外国人向け情報提供サイト「Information on Staying Safe in Japan」

<WebサイトQRコード> <https://living-and-ins.jp/ja/>



第11章 日常生活の情報



埼玉県のマスコット コバトン

- 1 ごみの処理 ごみの しより
- 2 町内会・自治会・子供会 ちょうないかい・じちかい・こどもかい
- 3 日本の生活習慣 にほんの せいかつ しゅうかん
- 4 交通 こうつう
- 5 銀行 ぎんこう
- 6 国際交流・国際協力活動 こくさいこうりゅう・こくさいきょうりよくかつどう
- 7 観光 かんこう
- 8 図書館 としょかん
- 9 美術館 びじゅつかん
- 10 博物館 はくぶつかん

1 ごみの処理 ごみの しより

家庭から出されるごみの収集は、各市町村で行われます。ごみは、燃えるごみ、燃えないごみ、缶や瓶、資源ごみなどの種類によって、それぞれ違った日に分別収集されます。また、粗大ゴミや処理が難しい物*の中には、有料処理であったり、収集ができない場合もあります。収集日、ごみの分類方法、ごみを入れる袋、出し方や収集場所は、各市町村によってちがいますので、それぞれのルールに従って出すようにしてください。詳しいことは、各市(区)町村清掃担当課へお問い合わせください。

冷蔵庫・エアコン・テレビ・洗濯機の4品目は、粗大ゴミとして出すことはできません。有料で、販売店に引き取ってもらうことになっていますので、各メーカーや販売店に問い合わせてください。

* 粗大ゴミや処理が難しい物とは、家具、寝具類、電気製品、台所用品、家庭用品などで、一定の大きさを超えるものです。例えば、たんす、テーブル、いす、ふとん、じゅうたん、自転車、ビデオデッキ、ストーブ、ガスコンロ、ゴルフ用品などです。詳しいことは、各市(区)町村清掃担当課へお問い合わせください。

2 町内会・自治会、子供会 ちょうないかい・じちかい・こどもかい

地域社会での助け合いや親睦を深める場として、自治的な活動をする町内会や自治会が町内ごとにあります。入会は自由ですが、地域交流を図るために積極的に参加しましょう。地域の祭りやレクリエーションなど各種の催し物の情報は、「回覧板」で回ってきます。読んだら家に置いたままにせず、すぐに隣の家に回します。

町内会・自治会には、小学生を対象とした子供会のあるところが多く、町内の祭りへの参加、スポーツ大会、ラジオ体操、遠足などの活動をしています。

毎月の会費は、それぞれの自治会によって違います。

詳しいことは、近所の人や市(区)役所、町村役場にお問い合わせください。

3 日本の生活習慣 にほんのせいかつしゅうかん

(1) 家庭生活 かていせいかつ

玄関： 日本の家の入口である玄関は、部屋より一段低くなっていて、靴についたどろを家の中に持ち込まないようになっています。家の中に入るときは、玄関で靴をぬいでから、上がります。室内用スリッパがおいてあるときは、履きかえます。

畳： 日本間の床に敷き詰められている植物製のマットを、畳といいます。畳の部屋に入る時には、スリッパをぬぎます。

ふとん： ふとんと呼ばれる日本の寝具は、畳の上にしき、毎朝片付け、毎晩しき直します。日本は高温多湿なので、ふとんを押し入れにしまうときは、できるだけ湿気を吸わないよう上段に入れます。ふとんを衛生的に保ち、長持ちさせるため、晴れた日にはふとんや毛布を陽に当てます。

風呂： 風呂の入り方は、浴槽に入る前に体をきれいに洗います。その後、浴槽の中に身体を沈め、リラックスするのが一般的な日本人の入り方です。風呂の湯は一人一人取り替えません。風呂から出るときは、後に入る人のため、栓をぬいて湯を流してしまわないよう気をつけましょう。

トイレ： トイレには、専用のスリッパが置かれています。トイレに室内用とはちがったスリッパが置いてあったら、そのスリッパに履きかえます。便器には、座って用を足す洋式便器としゃがんで用を足す和式便器の2つのタイプがあります。

(2) みやげ (プレゼント)

日本の習慣で、みやげを用意する例として、次のようなものがあります。

- ・ 引越して新しく入居する時に、となりの家にあいさつをします。そのとき、みやげ

(例えばタオルなど)を持っていくのが一般的です。

- 知り合いの家を訪ねるときに、果物や菓子などの小さなみやげを持っていきます。
- 旅行や仕事で出張にいくと、旅先で職場の人たちのためにお菓子を買って帰ります。

(3) 祝い事と冠婚葬祭 いわいごと と かんこん そうさい

祝い事： 日本では、親しい人の結婚、出産、入学などを祝って、品物やお金を贈る習慣があります。お金を贈る時は、店で売っている祝儀袋を使います。祝儀袋の中には、新札（銀行で替えてくれる）を入れるのが普通です。

結婚式： 日本の結婚式は、教会、ホテル、神社などでやります。最近では、和洋混合スタイルの結婚式が一般的になっています。男性の服装は、黒のスーツ、白いワイシャツに白ネクタイで、女性の場合は、着物や礼装が一般的です。

葬式： 親しい人が亡くなると、通夜または告別式に参列します。通夜は、ふつう告別式の前の晩にします。通夜または告別式に参列するときは、香典（香典袋に入れたお金、新札は入れない）を出し、芳名帳に署名します。男性の服装は、黒の背広、白いワイシャツに黒ネクタイ、女性の場合は黒の服が一般的です。装飾品は身につけませんが、真珠のネックレスなどは付けてもよいことになっています。

(4) チップ ちっぷ

日本では一般的に、チップの習慣はありません。高級レストラン、ホテル、宴会場などの料金には、サービス料が含まれます。

4 交通 こうつう

(1) 電車 でんしゃ

電車の運賃の支払い方法は、いくつかあります。

どの方法も「おとな」と「こども」で金額が違います。原則として12歳以上は「おとな」、6～11歳までは「こども」です。小学生は12歳でも「こども」です。5歳までの幼児は、同伴する「おとな」または「こども」1人につき、2人までは無料ですが、3人目からは「こども」の運賃が必要です。0歳は無料です。

普通乗車券： 普通の切符です。駅の自動販売機で買えます。

定期券： 同じ区間内を何度でも乗ることができるものです。1か月、3か月などの種類があります。使用者の名前が表示されます。他の人は使えません。通学用を買うときは学校の証明が必要です。買い方は駅員にお問い合わせください。

回数券： 同じ区間の切符が11～14枚まとめて売られるものです。金額は普通乗車券の10枚分です。買った人以外の人を使うこともできます。使用期間や時間に制限があります。駅の自動販売機又は窓口で買えます。

※取り扱いの有無は、鉄道ごとに異なります。詳しくは駅員にお問い合わせください。

Suica（スイカ）とPASMO（パスモ）：

Suica も PASMO も、自動改札機に触れるだけで改札を通過できる、電車・バス共通のICカードです。Suica は JR 東日本が発売、PASMO は私鉄、地下鉄及びバス各社が発売しています。Suica で私鉄・地下鉄・バスを利用したり、PASMO で JR を利用することもできます。カードの残額が少なくなっても、チャージ（入金）すれば、また使うことができます。最初に買うときはチャージとは別に預り金 500 円を払いますが、カードを返すときに預り金も返してもらえます。

Suica も PASMO も次の3種類があります。

- 定期券：定期券とプリペイドカード両方の機能を持ちます。記名式です。個人情報登録され、紛失した場合、再発行が可能です（手数料がかかります）。こども用もあります。
- 記名式プリペイドカード：個人情報登録され、紛失した場合、再発行が可能です（手数料がかかります）。こども用もあります。
- 無記名式プリペイドカード：個人情報は登録されませんが、紛失した場合、再発行されません。

※ 普通乗車券などの運賃と異なることがあります。くわしくは駅員にお問い合わせください。

- ※ 「モバイル Suica」・「モバイル PASMO」を使えば、スマートフォンでも Suica・PASMO を使うことができます。くわしくはそれぞれのホームページをご確認ください。
- モバイル Suica URL : <https://www.jreast.co.jp/mobilesuica/>
- モバイル PASMO URL : <https://www.pasmo.co.jp/mp/and/>

(2) バス

バスの料金については、原則として、「おとな」と「こども」で金額が違います。多くの場合、12歳以上は「おとな」、6～11歳までは「こども」です。小学生は12歳でも「こども」です。5歳までの幼児のバス料金については、バスによって異なる場合がありますが、多くは、同伴する「おとな」または「こども」1人につき、2人までは無料です。3人目からは「こども」の運賃が必要です。0歳は無料です。

バスの料金の支払い方法は、バスのタイプによって違います。一般的に、バスの前方入り口から乗車するときには、料金をその場で払います。バスの中央または後ろの入り口から乗車するときは、料金をその場で払わず、入口にある整理券発行機から整理券を取ります。バスから下車する時に、運転席の上方に表示された番号と自分の持っている整理券番号と同じ番号の所に表示された料金を、運転席横の料金箱に整理券と一緒に入れます。始発からの乗車には整理券がない場合があります、そのときは、一番高い表示料金を払います。多くの場合、Suica や PASMO も使うことができます。

Suica や PASMO を利用する場合は、乗車するときに入付付近にあるカードリーダーに IC カードをタッチし、乗車地を記録させます。降車する時に料金箱のカードリーダーに IC カードをタッチすることで支払いができます。

バスは、乗客の合図によりバス停に停車します。目的地のバス停のアナウンスがあったら、窓枠などにあるボタンを押して合図してください。

(3) タクシー

空車のタクシーは、フロントガラスに赤く「空車」と表示されています。手をあげて合図すると、とまってくれます。料金は運転席の横にあるメーターに表示されます。夜 10 時（場所によっては 11 時）から早朝 5 時までは、割増料金になります。乗り降りする時は、左後方扉の開け閉めを運転手が自動装置で行うため、乗客が自分でドアの開閉をする必要はありません。

5 銀行 ぎんこう

アパートやマンションの家賃を支払ったり、勤め先からの給料を受け取るなどに、銀行の口座が必要になることが多いです。銀行で口座を開くには、本人であることを確認する書類（在留カードやパスポートなど）と印鑑が必要であることが多いです。銀行によって手続や必要な書類が異なりますので、詳しくは口座を開く銀行にお問い合わせください。また、口座を開くときにキャッシュカードも作っておけば、ATMを利用することができるので便利です。

6 国際交流・国際協力活動

（公財）埼玉県国際交流協会（SIA）は、県民の国際交流や協力活動を支援することにより、地域レベルの国際交流・協力を進めています。また、外国人住民のための相談も行っています。さらに、同協会には、埼玉県内を拠点に活動している国際交流・協力団体の活動支援や、それらの団体の情報を得る場として「国際交流プラザ」が併設されています。



相談窓口・問合せ先

団体名	電話番号	住所	受付時間
（公財）埼玉県国際交流協会 https://sia1.jp/	048-833-2992	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎3階	月～金 （祝日・年末年始除く） 8:30～17:15

7 観光 かんこう

埼玉県には、いろいろな面でたくさんの魅力があります。美しい自然や歴史・文化にふれることができる様々な観光名所や、運動を楽しむことができる施設もあります。

「埼玉観光サポートサイト（多言語版）」

（英語） URL：<https://saitama-supportdesk.com/>

（簡体中文） URL：<https://saitama-supportdesk.com/zh-hans/>

（繁体中文） URL：<https://saitama-supportdesk.com/zh-hant/>

（タイ語） URL：<https://saitama-supportdesk.com/th/>

（韓国語） URL：<https://saitama-supportdesk.com/ko/>

彩の国へようこそ 観光・魅力

URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/theme/kankou/>

埼玉文化イベント情報

県内で行われる音楽、演劇、美術などの文化イベント情報を掲載しています。

URL：<https://event-saitama.jp/>（公式サイト）

8 図書館 としょかん

日本の公立図書館は、誰でも無料で利用することができます。埼玉県に在住または在勤、在学する人は、埼玉県立図書館で本や雑誌、CD・ビデオ・DVDの貸出サービスを受けられます。住んでいる市町村の図書館でリクエストすると、他の図書館から取り寄せるサービスも受けられますので、近くの図書館に相談してください。

また、埼玉県立熊谷図書館には、「外国語資料コーナー」があります。

調査・相談なども受け付けていますので、お気軽にご相談ください。



相談窓口・問合せ先

団体名	電話番号	住所	受付時間
埼玉県立熊谷図書館	048-523-6291 FAX:048-523-6468	熊谷市箱田5-6-1	○ 一般資料、埼玉資料、新聞・雑誌、CD・ビデオ・DVD 火～金 9:00～20:00 (6～9月) 9:00～19:00 (10～5月) 土・日・祝日 9:00～17:00
埼玉県立久喜図書館	0480-21-2659 FAX:0480-21-2791	久喜市下早見85-5	○ 児童資料他 火～日・祝日 9:00～17:00
埼玉県立熊谷図書館 浦和分室*	048-844-6165 FAX:048-844-6166	さいたま市浦和区高砂 4-3-18 県立文書館1階	火～日 9:00～17:00 *予約資料を借りる、返す、コピーサービスの窓口(蔵書はありません)

○ 埼玉県立図書館ウェブサイト

<https://www.lib.pref.saitama.jp/> (日本語)

<https://www.lib.pref.saitama.jp/foreign/index.html> (中文、한국・조선어판、Tiếng Việt、English、português、español、français、やさしい日本語)

○ 埼玉県立図書館利用案内

<https://www.lib.pref.saitama.jp/collection/docs/chinese.pdf> (中文)

<https://www.lib.pref.saitama.jp/collection/docs/korean.pdf> (한국・조선어판)

<https://www.lib.pref.saitama.jp/collection/docs/vietnamese.pdf> (Tiếng Việt)

<https://www.lib.pref.saitama.jp/collection/docs/english.pdf> (English)

<https://www.lib.pref.saitama.jp/collection/docs/portuguese.pdf> (português)

<https://www.lib.pref.saitama.jp/collection/docs/french.pdf> (français)

<https://www.lib.pref.saitama.jp/collection/docs/spanish.pdf> (español)

<https://www.lib.pref.saitama.jp/collection/docs/japanese.pdf> (やさしい日本語)

○ 埼玉県内公共図書館等一覧

<https://www.lib.pref.saitama.jp/about/post-1.html> (日本語)

9 美術館 びじゅつかん

埼玉県立近代美術館は、JR 北浦和駅から歩いてすぐの北浦和公園の中にあります。モネ、シャガール、ピカソなどの海外の巨匠から日本の現代作家まで、優れた美術作品の展示を楽しむことができます。また、グッド・デザインの椅子もたくさん展示しています。



相談窓口・問合せ先

団体名	電話番号・URL	住所	受付時間
埼玉県立近代美術館	048-824-0111 https://pref.spec.ed.jp/momas/	さいたま市 浦和区常盤 9-30-1	10:00～17:30 ※展示室への入場は17:00まで ※休館日は月曜日（祝日または県民の日の場合は開館）、年末年始、臨時休館あり 観覧料：MOMASコレクション、一般200円、高校生・学生100円、中学生以下無料。 ※企画展の観覧料は企画展ごとに異なります。

10 博物館 はくぶつかん

- ① 埼玉県立歴史と民俗の博物館は、大宮公園の中にあります。歴史・民俗・美術工芸を扱う人文系の総合博物館で、国宝の太刀・短刀や太平記絵巻などの国指定・県指定文化財をはじめ、埼玉県ゆかりの資料を多数所蔵しています。
- ② 埼玉県立さきたま史跡の博物館は、国指定特別史跡埼玉古墳群の中にあります。館内展示室には国宝の武蔵稻荷山古墳出土品をはじめとする、古墳から出土した貴重な資料が数多く展示されています。（国宝「金錯銘鉄剣」は、展示ケース改修のため、当面の間、レプリカを展示しています。）
- ③ 嵐山史跡の博物館は、国指定史跡菅谷館跡の中にあります。鎌倉時代の武士の館から、戦国時代の城へと続いた場所に建てられています。埼玉県の中世（およそ12世紀から16世紀まで）について学べる博物館です。
- ④ 埼玉県立自然の博物館は、埼玉の自然とその生き立ち、自然と人々の暮らしとのかかわりについて紹介している自然系総合博物館です。「パレオパラドキシア」の実物化石（国指定天然記念物）や巨大ザメ「カルカロドン メガロドン」の復元模型などを見ることができます。
- ⑤ 埼玉県立川の博物館は、埼玉の母なる川「荒川」をテーマに、荒川の自然、洪水・治水の歴史、舟運を中心とした河川の利用の歴史などを紹介しています。併せて、川・水と人々の暮らしとの関わりも紹介しています。



相談窓口・問合せ先

団体名	電話番号・URL	住所	受付時間
① 埼玉県立歴史と 民俗の博物館	048-641-0890 https://saitama-rekimin.spec.ed.jp/	さいたま市 大宮区高鼻 町4-219	9:00~16:30 (7・8月は9:00~17:00) ※観覧受付は閉館30分前まで ※休館日は月曜日(祝日・振替休日・GW:期間中、県民の日を除く)、12/29~1/1、その他臨時休館・臨時開館あり ※観覧料:(常設展)一般300円、高校生・学生150円(企画展、特別展はその都度料金を設定)※中学生以下無料
② 埼玉県立さきた ま史跡の博物館	048-559-1111 https://sakitama-muse.spec.ed.jp/	行田市埼玉 4834	9:00~16:30 (7・8月は9:00~17:00) ※展示室への入場は閉館30分前まで ※休館日は月曜日(祝日・振替休日・GW:期間中、県民の日の場合は開館)、年末年始、その他臨時休館・臨時開館あり ※観覧料一般200円、高校生・学生100円、中学生以下無料。 ※埼玉古墳群、国宝展示室内の資料(武蔵稻荷山古墳出土品等)を多言語で紹介しています。 ※国宝展示室内の資料(武蔵稻荷山古墳出土品等)を多言語パンフレットで紹介しています。 (対応言語:日本語・英語・中国語(簡・繁)・韓国語)
③ 埼玉県立嵐山史 跡の博物館	0493-62-5896 https://ranzan-shiseki.spec.ed.jp/	嵐山町菅谷 757	9:00~16:30 (7・8月は9:00~17:00) ※入館は閉館30分前まで ※休館日は月曜日(祝日・振替休日・GW:期間中、県民の日の場合は開館)、年末年始、その他臨時休館・臨時開館あり ※観覧料一般100円、高校生・学生50円、中学生以下無料。
④ 埼玉県立自然の 博物館	0494-66-0404 https://shizen.spec.ed.jp/	長瀬町長瀬 1417-1	9:00~16:30 (7・8月は17:00まで) ※入館は閉館30分前まで ※休館日:月曜日(祝日・振替休日・GW:期間中、県民の日、7/1~8/31は除く)、年末年始、臨時休館あり ※観覧料:一般200円、高校生・学生100円、中学生以下無料。
⑤ 埼玉県立川の博 物館	048-581-7333 https://www.river-museum.jp/	寄居町小 園 39	9:00~17:00 (夏休み期間中は延長あり) ※入場は閉館30分前まで ※休館日は月曜日(祝日・振替休日・GW:期間中、県民の日、夏休み期間中は除く)、年末年始、臨時休館あり ※観覧料:一般410円、高校生・学生200円、中学生以下無料。駐車場:普通車300円

第12章 相談窓口



埼玉県のマスコット コバトン

- 1 一般的な相談 いっぱんてきな そうだん
- 2 専門的な相談 せんもんてきな そうだん

1 一般的な相談 いっぱんてきな そうだん

場所	電話番号・URL	言語	相談日	時間
外国人総合相談センター埼玉 (埼玉県浦和合同庁舎3階(公財)埼玉県国際交流協会内)	048-833-3296 https://sia1.jp/foreign/reign/advice/	日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、ロシア語、ウクライナ語(要予約)	月～金曜日 ※祝日・年末年始を除く ※入管制度、労働問題、法律問題、福祉問題の対面相談は要予約	9:00～16:00
※学校・病院・幼稚園・保育園等で、日本語がわからなくて困ったときは電話で通訳します。				
埼玉県男女共同参画推進センター (With You さいたま) ※人間関係、家族、夫婦関係、生きづらさなど、さまざまな悩みの相談	048-600-3800 https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/counsel/guide.html	日本語	月～水、金、土曜日 日曜日、祝・休日 ※木曜日、年末年始を除く	9:30～20:30 9:30～17:00

場所	電話番号・URL	言語	相談日	時間
上尾市役所 「ハローコーナー」 月曜日：第三別館1階	048-775-5111 (内線 810) https://www.city.ageo.lg.jp/page/4-hc.html (ベトナム語メール相談対応) https://www.city.ageo.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=295&check	(対面) スペイン語	毎週月曜日 (祝日・年末年始を除く)	9:00~12:00
		(対面) 英語		13:00~16:00
		(対面) 中国語、 (対面) ポルトガル語	—	9:00~12:00
		(メール) ベトナム語		13:00~16:00
	(来庁者向けに電話越しで通訳します) 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ヒンディー語、モンゴル語、ミャンマー語	月曜日～金曜日 第2、4土曜日	8:30~17:00	
入間市役所A棟2階 地域振興課内 外国人相談窓口	04-2964-1111 (内線2147) https://www.city.irusa.saitama.jp/kuurashi/gaikoku/kuakushusodan/sodan_gaikoku/6050.html	英語	毎週火曜日 第2・4金曜日は要予約	9:00~12:00
		スペイン語	水曜日	
		中国語	第1木曜日	
川口市 協働推進課多文化共生係 (キューボ・ラ本館棟M4階) ※簡易な生活相談	048-227-7607 https://www.city.kawaguchi.lg.jp/sohiki/01060/020/4/3584.html	日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、ヒンディー語、フランス語、ロシア語、ミャンマー語、クメール語、ドイツ語、イタリア語、マレー語、モンゴル語、シンハラ語(言語により対応時間が異なります)	火曜日～土曜日 ※祝日、年末年始は休み ※次の曜日は国際交流員、外国人相談員が対応 火曜日～土曜日 :英語・中国語 毎週火曜日: タガログ語 毎週水曜日: 韓国語 第2,4土曜日: ベトナム語	9:00~12:00 13:00~17:15

場所	電話番号・URL	言語	相談日	時間
川口市役所本庁舎 (市民課出張窓口)	048-258-1110	日本語、英語、中国語、トルコ語 ※トルコ語の相談窓口は、変更になることがあります。	毎週木曜日	10:00~12:00 13:00~16:00
川口市役所 外国人諸手続き相談 ※行政書士による相談	048-259-9037 048-259-9038 (市民相談室)	日本語 ※事前予約制	第3水曜日	13:30~16:00
川越市役所 国際交流センター (クラッセ川越5階)	049-228-7723 https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kurashi/bunka/1003482/1003508/1003509.html	日本語、ベトナム語	第1・3土曜日	13:00~18:00
		日本語、中国語	第2・4月曜日	
		在留資格関係 (日本語)	第4土曜日	15:00~17:00
		法律相談(日本語) ※予約可	第4金曜日	
行田市役所 地域活動推進課	048-556-1111 (内線 251)	日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語 翻訳機による多言語	月~金曜日 ※祝日、年末年始を除く	8:30~17:15
久喜市役所本庁舎3階 市民生活課	0480-22-1111 https://www.city.kuki.lg.jp/shisei/kyodo/kokusaikoryu/gaikokujinsoudan.html	日本語、英語 ※翻訳機・ビデオ通訳の対応 (日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ヒンディー語、タイ語、ネパール語、フィリピン語、ベトナム語、フランス語、ロシア語、インドネシア語、クメール語、モンゴル語、ウクライナ語、ミャンマー語、マレー語)	月~金曜日 ※祝日、年末年始を除く	9:00~12:00 13:00~17:00

場所	電話番号・URL	言語	相談日	時間
越谷市役所本庁舎3階 市民活動支援課	048-963-9114 https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/kurashi/kokusai/forforeign/gaikokujinsodanmadoguchi_shikatsu.html#auto_anchor	日本語、英語、中国語、 ベトナム語、フィリピン語 翻訳機による多言語	月～金曜日	9:00～16:30
越谷市市民活動支援センター (越谷ツインシティBシティ5階)	048-969-2750 https://koshigaya-activity-support.info	英語、中国語 ※電話通訳・映像通訳は17言語で対応	火～土曜日	9:00～17:00
さいたま市大宮区役所 2階	048-646-3097 (市民相談室) ※祝日と年末年始は休みです。	英語、タガログ語	月曜日	9:00～12:00
		韓国・朝鮮語	火曜日	
		英語・ベトナム語	水曜日	
		中国語	木曜日	
(公社)さいたま観光国際協会 国際交流センター(浦和駅東口コムナーレ9階) テレビ電話通訳等を活用したサービスも行って います。 ※ネイティブの通訳者がサポートする通訳に特化したテレビ電話(16ヶ国語対応) ※外線電話に対応した三者間通話による通訳(14ヶ国語対応)	048-887-1506 https://stib.jp/international/consult/ ※祝日と年末年始は休みです。	日本語	月～木曜日	10:00～17:00 (受付は16:30)
		中国語	火曜日	9:00～12:00 13:00～15:00 (受付は14:00)
		英語	水曜日	9:00～12:30 13:00～14:30 (受付は14:00)
		韓国・朝鮮語	木曜日	9:00～12:00 13:00～15:00 (受付は14:00)
狭山市役所2階 自治文化課内 狭山市国際交流協会 外国人相談支援事業	04-2952-4584 https://www.sifa.saitama.jp/	英語及びポケトークによる多言語 対応内容(生活相談・法律相談等) 庁内担当課に出向いて(同行して)相談内容の通訳を行う。	月・水・金曜日	9:00～16:00

場所	電話番号・URL	言語	相談日	時間
志木市役所 市民活動推進課 外国人申請・相談サポ ート	048-473-1468 相談日以外の場合は 要予約 https://www.city.shiki.lg.jp/soshiki/12/2332.html	英語	第1木曜日、 第3火曜日	10:00~12:00
		中国語	第1木曜日 第3月曜日	14:00~16:00 10:00~12:00
		ベトナム語・スペイン 語・ポルトガル語・ネ パール語・ヒンディー 語 ※要予約		
草加市役所 国際相談コーナー	048-922-2970 https://www.city.soka.saitama.jp/content/s1402/010/020/030/01.html	英語、中国語 スペイン語、韓国語、 タイ語、フランス語	月・水・金曜日 火・木曜日	9:00~17:00 予約制
所沢市役所 市民相談課	04-2998-9092 https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/soudan/shiminsoudan/soudan20200311091647560.html	中国語	第1・3木曜日	10:00~12:00
		英語、タガログ語	第2・4木曜日	(受付:~11:30)
戸田市役所 3 階 協働推進課 戸田市外国人市民相談 窓口	048-441-1800 (内線483) https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/192/community-gaikokujin-soudan.html	英語	月・水曜日	9:00~12:00
		中国語 ※変更になる場合もあ ります。 ※翻訳機を常備してい ます。	火・木・金曜日	13:00~17:00
(公財)戸田市国際交流 協会(戸田市役所新曽南 庁舎2階) ①外国人困りごと・生 活相談窓口 ②外国人のため法律相 談	048-434-5690 https://todatifa.com/foreign-residents/	①日本語、英語、中国 語	①火~日曜日	①8:45~17:30
		②日本語、英語、中国 語 ※その他の言語は相談 (前日の12:00までに 電話か窓口にて予約)	②毎月第2水曜 日	②14:00~/ 15:00~/ 16:00~ ※1日3回

場所	電話番号・URL	言語	相談日	時間
飯能市役所 自治振興課	https://www.city.hanno.lg.jp/kurasu/seikatsukankyo/shiminnosodammadoguchi/6543.html	スペイン語(要予約)	第4月曜日	9:00~12:00
		ポケットークによる多言語対応	月~金曜日 ※祝日を除く	8:30~17:15
富士見市役所	049-251-2711 (内線272) (外国籍市民生活相談) https://www.city.fujimi.saitama.jp/kuurashi_tetsuzuki/01soudan/2010-0517-1125-137.html	英語、 中国語、 韓国語、 タガログ語、 スペイン語、 ベトナム語、 ネパール語 *その他対応言語については要確認	木曜日 (要予約)	13:00~16:00
	049-269-6450 (ふじみの国際交流センター)		金曜日	10:00~13:00
ふじみ野市役所			月・金曜日	13:00~16:00
			火~木曜日	10:00~16:00
三芳町役場			月曜日	10:00~13:00
			木曜日	13:00~16:00
ふじみの国際交流センター (FICEC) 〒356-0004 ふじみ野市上福岡 5-4-25	049-269-6450 049-256-4290 http://www.ficec.jp/		月~金曜日	10:00~16:00

場所	電話番号・URL	言語	相談日	時間
<p>横瀬町役場 くらしの便利帳アプリ 「わかる」のチャット による相談</p> <p>• Android </p> <p>• iOS </p>	<p>0494-25-0112 https://yokoze.wakaru.world/ja/home</p>	<p>英語、中国語、 韓国語、ベトナム語、 ネパール語、タイ語、 タガログ語、 ミャンマー語、 スペイン語</p>	<p>月～金曜日 ※祝日を除く</p>	<p>24 時間対応対応 ※役場の返答時間 は 9:00～17:00</p>
<p>蕨市役所 1 階 市民協働課 外国人総合相談窓口</p>	<p>048-433-7745 https://www.city.warabi.saitama.jp/shogaigakushu/kouryu/1006312/1007155.html</p>	<p>英語、中国語 多言語翻訳機による対応</p>	<p>月～金曜日 (祝日を除く)</p>	<p>9:00～17:00</p>

2 専門的な相談 せんもんてきな そうだん

場所	電話番号・URL	言語	相談日	時間
埼玉弁護士会 法律相談センター 外国人問題 2回まで無料 (外国の方のための法律相談)	048-710-5666 https://www.saibe.n.or.jp/foreiner.html	日本語 ※要予約	予約受付： 月～金曜日	9:00～17:00
			土曜日	9:30～11:30
			相談日： 水・金曜日	13:00～16:00
法テラス埼玉(日本司法支援センター埼玉地方事務所) お問合せの内容に応じて、解決に役立つ日本の法制度や弁護士会などの関係機関の情報を無料で提供します(通話料はかかります)。収入等の要件にあてはまる場合は無料法律相談を利用できます。	0570-078312 (IP電話からは0503383-5375へお電話ください) https://www.houterasu.or.jp/site/chihoujimusho-saitama/	(電話)日本語のみ (来訪:要予約) 要件にあてはまる方の無料法律相談 相談者の言語に応じて通訳を探します(手配できない場合があります)	予約受付： 月～金曜日 ※平日のみ	9:00～17:00
			相談日 毎月第2・4水曜日 ※平日のみ ※祝日及び年末年始を除く	13:00～16:20
法テラス・多言語情報提供サービス ※外国語対応が必要な方でも、通訳を通じて、法テラスで情報提供を受けたり、相談予約をとることができます(通話料はかかります)	0570-078377	(電話) 中国語、英語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語	電話受付： 月～金曜日 ※平日のみ	9:00～17:00
公財)海外日系人協会 日系人相談センター	045-211-1788 https://jadesas.or.jp/jp/kokunai1/	日本語、ポルトガル語、スペイン語	月～金曜日 ※祝日・祭日を除く	14:00～17:30

場所	電話番号・URL	言語	相談日	時間
埼玉県警察本部けいさつ総合相談センター 各種相談、警察活動への意見、要望等を受け付けています。	#9110 (ダイヤル回線及び一部のIP電話不可) または 048-822-9110 埼玉県警察 ホームページ https://www.police.pref.saitama.lg.jp	日本語	常時可	24時間対応 ※平日の17:15以降及び土・日・祝日・年末年始については、埼玉県警察本部総合当直に自動転送となり、対応します。
埼玉県警察犯罪被害者支援室 (さいたま市南区沼影1-10-1ラムザタワー3階)	①0120-381-858 事件や事故などにあわれた方やご家族の方からのご相談を受け付けています。 埼玉県警察 ホームページ https://www.police.pref.saitama.lg.jp	日本語	月～金曜日 (祝日、年末年始除く)	8:30～17:15
	②#8103 (性犯罪被害相談電話(ハートさん)) または 0120-83-8103 性犯罪の被害にあわれた方やご家族の方からのご相談を受け付けています。		常時可	24時間対応 ※平日の17:15以降及び土・日・祝日・年末年始については、埼玉県警察本部総合当直に自動転送となり、対応します。
埼玉県警察少年サポートセンター (さいたま市南区沼影1-10-1ラムザタワー3階) 少年自身や保護者等からの、非行やいじめ、犯罪被害等の少年問題に関する心理面の相談を受け付けています。	048-865-4152 (保護者等用) 048-861-1152 (少年用(ヤングテレホンコーナー)) 埼玉県警察本部 https://www.police.pref.saitama.lg.jp	日本語	月～金曜日 (祝休日、年末年始除く)	8:30～16:15
埼玉県警察本部鉄道警察隊 列車内などの鉄道施設内での痴漢被害に関する相談を受け付けています。	048-641-0599	日本語	常時可	24時間対応 ※女性警察官以外が対応する場合があります。

場所	電話番号・URL	言語	相談日	時間
さいたま地方法務局 ①外国人権相談ダイヤル ②外国語インターネット人権 相談受付窓口	①0570-090911 ② https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01	①②中国語、 韓国語、英語、 フィリピン語、 ポルトガル語 ベトナム語、 ネパール語、 スペイン語、 インドネシア語 タイ語	①月～金曜日 (祝日、年末年 始を除く)	① 9:00～17:00
埼玉県配偶者暴力相談支援 センター（男女共同参画推 進センター） ※DV、デートDVに関する 相談	048-600-3700	日本語	月～水、金、 土曜日 日曜日、祝・休 日 ※木曜日、年末 年始を除く	9:30～20:30 9:30～17:00
(公財) アジア福祉教育財団 難民事業本部 (RHQ)	・インドシナ難民・ 条約難民・第三国定 住難民 0120-090-091 ・補完的保護対象者 0120-400-250 ・難民認定申請者 0120-925-357	日本語、英語、 フランス語、 ベトナム語、 ミャンマー語 ウクライナ語 ※他の言語は事 前に問合せ	月～金曜日	10:00～12:00 14:00～16:00

第13章

市役所・町村役場一覧



埼玉県のマスコット コバトン

埼玉県内市町村ホームページリンク集（埼玉県ホームページ）

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0301/wwwlink.html>

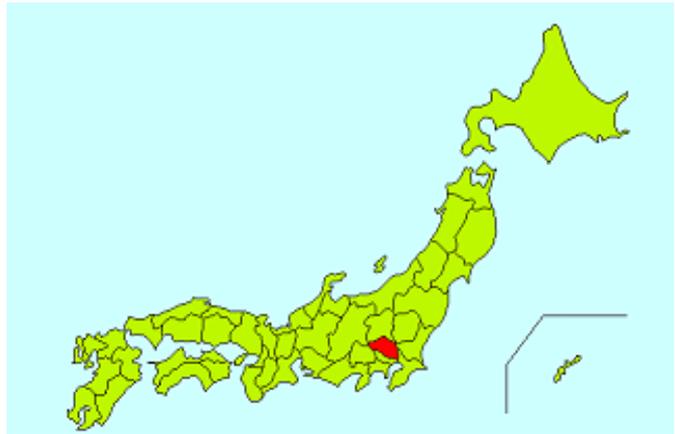
市町村名 (アルファベット順)	電 話	所在地	外国人住民数 <注>
1 上尾市	048-775-5111	本町3-1-1	5,064
2 朝霞市	048-463-1111	本町1-1-1	4,697
3 秩父市	0494-22-2211	熊木町8-15	734
4 富士見市	049-251-2711	大字鶴馬1800-1	3,278
5 ふじみ野市	049-261-2611	福岡1-1-1	3,352
6 深谷市	048-571-1211	仲町11-1	3,860
7 行田市	048-556-1111	本丸2-5	2,111
8 飯能市	042-973-2111	大字双柳1-1	1,458
9 羽生市	048-561-1121	東6-15	2,341
10 蓮田市	048-768-3111	大字黒浜2799-1	933
11 鳩山町	049-296-1211	大字大豆戸184-16	143
12 日高市	042-989-2111	大字南平沢1020	1,167
13 東秩父村	0493-82-1221	大字御堂634	11
14 東松山市	0493-23-2221	松葉町1-1-58	3,703
15 本庄市	0495-25-1111	本庄3-5-3	3,150
16 伊奈町	048-721-2111	中央4-355	707
17 入間市	04-2964-1111	豊岡1-16-1	3,006
18 神川町	0495-77-2111	大字植竹909	633
19 上里町	0495-35-1221	大字七本木5518	1,372
20 春日部市	048-736-1111	中央7-2-1	5,862
21 川越市	049-224-8811	元町1-3-1	10,226
22 川口市	048-258-1110	青木2-1-1	43,706
23 川島町	049-297-1811	大字下八ツ林870-1	424
24 加須市	0480-62-1111	三俣2-1-1	3,445
25 北本市	048-591-1111	本町1-111	925
26 越谷市	048-964-2111	越ヶ谷4-2-1	8,335
27 鴻巣市	048-541-1321	中央1-1	2,439
28 久喜市	0480-22-1111	下早見85-3	4,021
29 熊谷市	048-524-1111	宮町2-47-1	4,841

埼玉県 外国人の生活ガイド

市町村名 (アルファベット順)	電 話	所 在 地	外国人住民数
30 松伏町	048-991-2711	大字松伏2424	536
31 皆野町	0494-62-1230	大字皆野1420-1	106
32 三郷市	048-953-1111	花和田648-1	6,357
33 美里町	0495-76-1111	大字木部323-1	224
34 宮代町	0480-34-1111	笠原1-4-1	549
35 三芳町	049-258-0019	大字藤久保1100-1	1,022
36 毛呂山町	049-295-2112	中央2-1	785
37 長瀬町	0494-66-3111	大字本野上1035-1	43
38 滑川町	0493-56-2211	大字福田750-1	672
39 新座市	048-477-1111	野火止1-1-1	4536
40 小鹿野町	0494-75-1221	小鹿野89	159
41 小川町	0493-72-1221	大字大塚55	437
42 越生町	049-292-3121	大字越生900-2	181
43 桶川市	048-786-3211	泉1-3-28	1,207
44 嵐山町	0493-62-2150	大字杉山1030-1	695
45 さいたま市	048-829-1111	浦和区常盤6-4-4	32,112
46 坂戸市	049-283-1331	千代田1-1-1	3,464
47 幸手市	0480-43-1111	東4-6-8	1,465
48 狭山市	04-2953-1111	入間川1-23-5	3,373
49 志木市	048-473-1111	中宗岡1-1-1	2,247
50 白岡市	0480-92-1111	千駄野432	922
51 草加市	048-922-0151	高砂1-1-1	10,133
52 杉戸町	0480-33-1111	清地2-9-29	767
53 戸田市	048-441-1800	上戸田1-18-1	8,244
54 ときがわ町	0493-65-1521	大字玉川2490	231
55 所沢市	04-2998-1111	並木1-1-1	7,147
56 鶴ヶ島市	049-271-1111	大字三ツ木16-1	1,868
57 和光市	048-464-1111	広沢1-5	2,811
58 蕨市	048-432-3200	中央5-14-15	8,620
59 八潮市	048-996-2111	中央1-2-1	4,517
60 横瀬町	0494-25-0111	大字横瀬4545	92
61 寄居町	048-581-2121	大字寄居1180-1	852
62 吉川市	048-982-5111	きよみ野1-1	2,143
63 吉見町	0493-54-1511	大字下細谷411	237
		合計	234,698

〈注〉市町村別外国人住民数は、法務省の在留外国人統計による（2023年12月末時点数）

第14章 埼玉県の紹介



- 1 市町村所在地（地図）
- 2 シンボル
- 3 姉妹友好州省

- 1 市町村所在地（地図） しちょうそん しょざいち（ちず）



※薄桃色のラインは、地域振興センター所管区域による区分
※市町村数(令和4.4.1現在) 市40 町22 村1 計63

面積 3,797.75 平方キロメートル(国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」2024年7月1日現在)
市町村数 市：40 町：22 村：1
人口 7,330,697人(2024年11月1日現在 推計人口)
外国人住民数 234,698人(2023年12月末現在、出入国在留管理庁調べ)
年間平均気温 17.2℃ (2023年 気象庁ホームページ)

※ その他のデータ「彩の国 統計情報館」(埼玉県の統計ポータルサイト)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/theme/tokei/>

※ 埼玉県の紹介(埼玉県県民広聴課ホームページ)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0314/saitama-profile/index.html>

2 シンボル しんぼる

(1) 愛称 あいしょう

埼玉県の愛称は「彩の国」です。

四季折々に変化する豊かな自然に恵まれ、産業や文化、学術など、様々な分野で発展する埼玉県の多彩な姿や美しさを表し、埼玉県に対する親しみや愛着を高める言葉として選ばれました。

(2) 県章 けんしょう

埼玉県の県章は、16個のまが玉を円形に並べた形をしています。まが玉は、古代人が装飾品などとして大切にしていました。まが玉を円形に配置したデザインは、「太陽」、「発展」、「情熱」、「力強さ」を表しています。



(3) シンボル しんぼる

自然に恵まれた埼玉県では、身近で親しみのある鳥や木、花、蝶、魚を県のシンボルとして指定しています。

県民の鳥 「シラコバト」	県の木 「ケヤキ」	県の花 「サクラソウ」	県の蝶 「ミドリシジミ」	県の魚 「ムサシトミヨ」
				

(4) 埼玉県マスコット「コバトン」・「さいたまっち」

さいたまけん ますこつと 「こぼとん」・「さいたまっち」

コバトンは、県民の鳥「シラコバト」がモチーフ。平成 17 年に「県のマスコット」に任命されました。愛らしい表情で注目を集め、映画出演やスペースシャトル搭乗、小惑星に命名されるなど、活躍の幅はどんどん広がっています。県のマスコットとして、また「ゆる玉応援団」の団長として、各地を飛び回り埼玉県のPRに奔走中です。

さいたまっちは、平成 26 年 11 月 14 日(県民の日)に誕生したマスコット。「くりくりおめめ」と「お腹のボーダー」がトレードマーク。コバトンと一緒に埼玉県を全力でPRしています。



コバトン さいたまっち

埼玉県マスコット「コバトン」&「さいたまっち」（埼玉県県民広聴課ホームページ）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/kense/saitamaken/kobaton/index.html>

3 姉妹友好州省 しまい ゆうこう しゅうしょう

埼玉県は現在、5つの州や省と姉妹・友好提携を行い、様々な交流をしています。

「埼玉県の姉妹友好州省」（埼玉県国際課ホームページ）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/kouryukyoryoku/shimaiyuko.html>

メキシコ州 (メキシコ合衆国)	山西省 (中国)	クイーンズランド州 (オーストラリア)	オハイオ州 (アメリカ合衆国)	ブランデンブルグ州 (ドイツ連邦共和国)

イラストは、姉妹友好州省にちなんだ「コバトン」です。